

JAバンク香川信連

# DISCLOSURE 2021





# CONTENTS

ごあいさつ	1
経営方針	2
J Aバンクシステム	3
J Aバンク・セーフティーネット	3
業務の適正を確保するために必要な体制等	4
地域密着型金融への取組み	8
社会的責任と貢献活動	12
トピックス (TOPICS)	14
令和2年度の事業実績	16
■財務諸表	18
貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書 剰余金処分計算書、注記表、確認書、会計監査人の監査	
■貯金	40
科目別・貯金者区分別貯金残高 科目別貯金平均残高	
■貸出金	41
科目別・貸出先別貸出金残高、科目別貸出金平均残高 貸出金の金利条件別内訳残高、貸出金の担保別内訳残高 貸出金の用途別内訳残高、貸出金の業種別残高 債務保証見返の担保別内訳残高 主要な農業関係の貸出金残高 貸倒引当金の内訳、貸出金償却額、リスク管理債権の残高	
■金融再生法開示債権区分に基づく保全状況	47
■元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況	47
■有価証券	48
保有有価証券の残高、保有有価証券の平均残高 商品有価証券の平均残高、保有有価証券の残存期間別残高	
■有価証券の時価情報	50
売買目的有価証券、満期保有目的の債券 その他有価証券	
■金銭の信託の時価情報	51
運用目的の金銭の信託、満期保有目的の金銭の信託 その他の金銭の信託	

■ <b>デリバティブ取引等</b> .....	51
金利関連取引、通貨関連取引	
株式関連取引、債券関連取引	
■ <b>受託業務・為替業務</b> .....	52
受託貸付金残高、内国為替の取扱実績	
公共債の窓口販売実績、外貨建資産残高	
■ <b>損益の状況</b> .....	53
利益総括表、事業純益、受取・支払利息の増減額	
役務取引の状況、その他事業収支の内訳、経費の内訳	
■ <b>諸指標・利回り</b> .....	56
最近5年間の主要な経営指標の推移、利益率	
資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り	
経営諸指標、保有有価証券の利回り	
■ <b>自己資本の充実の状況（単体）</b> .....	59
自己資本の状況、信用リスクに関する事項	
信用リスク削減手法に関する事項	
派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項	
証券化エクスポージャーに関する事項	
オペレーショナル・リスクに関する事項	
出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	
金利リスクに関する事項	
■ <b>連結ベースのディスクロージャー</b> .....	76
■ <b>役員等の報酬体系</b> .....	77
役員、職員等、その他	
<b>当会の概況</b> .....	78
会員数、役員、職員、機構、店舗一覧	
特定信用事業代理業者の状況	
ATM設置状況、主な手数料一覧	
<b>事業・商品・サービスのご案内</b> .....	81
<b>商品利用の留意事項</b> .....	86
<b>リスク管理情報</b> .....	86
<b>法令等の遵守</b> .....	87
<b>当会のあゆみ（沿革）</b> .....	93
<b>索引</b> .....	94

## ごあいさつ



経営管理委員会会長

港 義弘



代表理事理事長

岡山 勝

皆さまには、平素より香川県信用農業協同組合連合会ならびにJAバンク香川をお引き立ていただき、誠にありがとうございます。併せて、新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、感染された方々やそのご家族、不安のなかにおられる方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げます。

本年も当会をより深くご理解いただくため、当会の経営方針、業務内容、最新の業績等についてまとめた「JAバンク香川信連 DISCLOSURE 2021」を作成いたしました。ぜひ、ご一読いただき、当会に対するご理解をより深めていただければ幸いです。

当会は、昭和23年8月の創立以来、香川県農業の発展と農家経済の向上はもとより、地域金融機関として地域経済・社会の繁栄に貢献する金融機関を目指して業務を展開してまいりました。これもひとえに皆様のご愛顧、ご支援の賜物と心より感謝申し上げます。

さて、令和2年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用・所得環境に弱い動きがみられ、個人消費も低い水準で推移するなど、厳しい状況にあるなか、感染拡大の防止策や、各種政策の効果等もあり、依然先行き不透明感はあるものの景気は徐々に持ち直してきている状況となっています。また、農協改革については、一層の資材価格の引き下げや信用事業の健全な持続性を課題とし、今後も自己改革の実施状況を把握したうえで、組合員との関係性を改めて強化し、農業と地域社会に根差した自立の組織として、引き続き自己改革を継続しています。一方、信用事業については、新型コロナウイルス感染拡大に伴う金融経済環境への影響が懸念されるなか、正組合員の高齢化や減少に加え、組合員の態様の変化および利用者のニーズの多様化・高度化の進展を背景とした他業態からの農業金融分野への進出など、調達・運用の両面で、金融機関の競争が一段と激化する状況に直面しており、系統組織をあげてこの局面を乗り越えようとしています。

このようななか、当会は会員の負託に応えうる経営基盤の確立とJAバンクシステムの充実を最優先課題として取組み、会員への還元機能の充実、安定的・継続的収益の確保ならびに県域機能の充実とガバナンスを中心とした業務運営体制の強化に取り組んでいます。

また、令和3年度はJAバンク中期戦略（令和元年度～令和3年度）の最終年度を迎え、「持続可能なJA経営基盤の確立・強化」ならびに「農業者・地域から評価され、選ばれ、一層必要となる存在」の実現を目指して、県1JAの強みを生かし、「農業・地域の成長支援」、「貸出の強化」、「ライフプランサポートの実践」、「組合員・利用者接点の再構築」等の重点施策に取り組んでいます。

今後とも当会は地域金融機関としての社会的役割と責任を充分認識したうえで、経営資源の有効な活用および適切な配分を行い、JAバンク機能の一層の発揮に努める所存でございますので、更なるご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年7月

香川県信用農業協同組合連合会

経営管理委員会会長 港 義弘  
代表理事理事長 岡山 勝



# 経営方針

## ■経営基盤確立

県域金融機能の拡充とガバナンスを中心とした業務運営体制の強化、各種リスクに対応した自己資本の充実などに努め、強固な経営基盤を確立します。

## ■「JAバンクシステム」の確立

JAバンクは、全国のJA・信連・農林中央金庫（JAバンク会員）で構成するグループの名称です。組合員・利用者の皆さまに、便利で安心な金融機関としてご利用いただけるよう、JAバンク会員の総力を結集し、実質的にひとつの金融機関として活動する「JAバンクシステム」の確立を目指します。

## ■地域社会への貢献

系統資金の地元還元として地場産業への融資をはじめ、地域開発および地域文化向上に協力し、地域社会の発展に貢献します。

## ■経営の効率化と健全化

人的資源の有効活用、ITを活用した事業展開、内部監査の充実、不良債権処理による財務の健全化等に積極的に取り組みます。

## ■リスク管理態勢とコンプライアンス態勢の強化

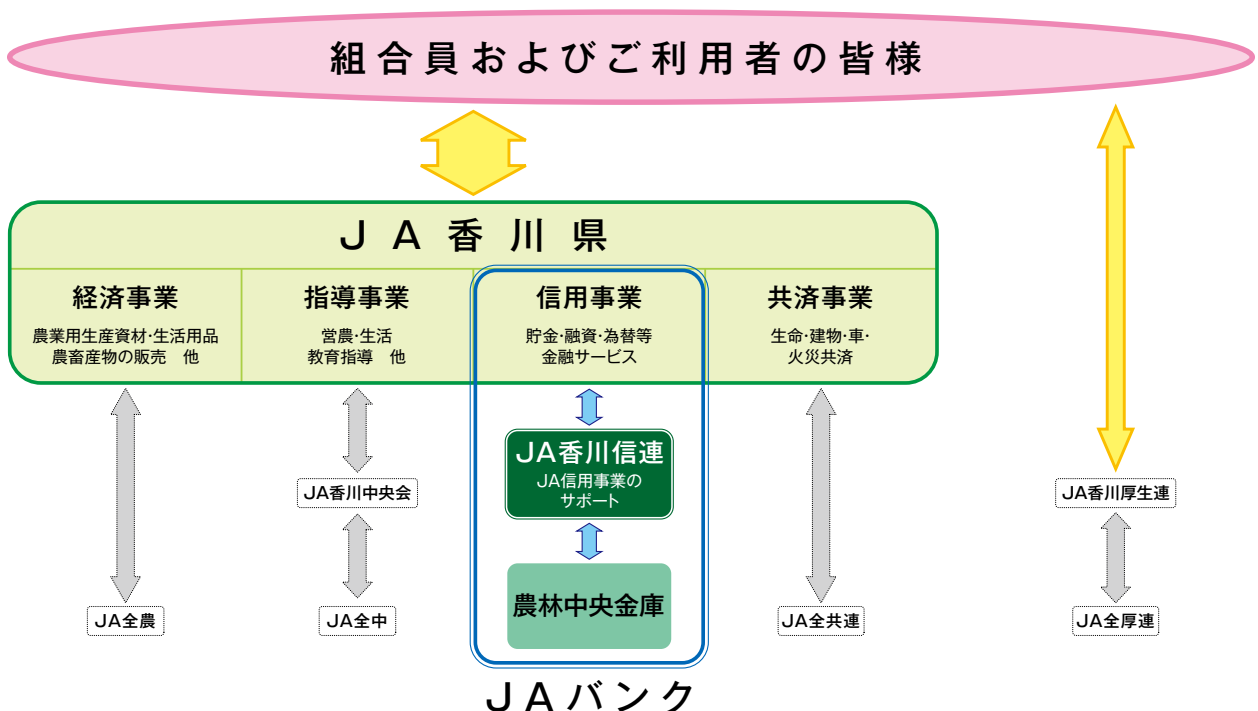
各種リスクに係る管理態勢を強化するとともに、社会的責任と公共的使命を全うするため、コンプライアンス態勢の強化に努めます。

## ■JAバンク中期戦略の実践

- ①農業・地域の成長支援
- ②貸出の強化
- ③ライフプラン・サポートの実践
- ④組合員・利用者接点の再構築
- ⑤JA・県域一体の変革実践

JAグループ全役職員の叡智を結集してデジタルイノベーションを積極的に活用し、農業・地域に新しい価値を創造し続け、組合員・利用者の皆様とともに発展することを10年後の将来像として設定しています。

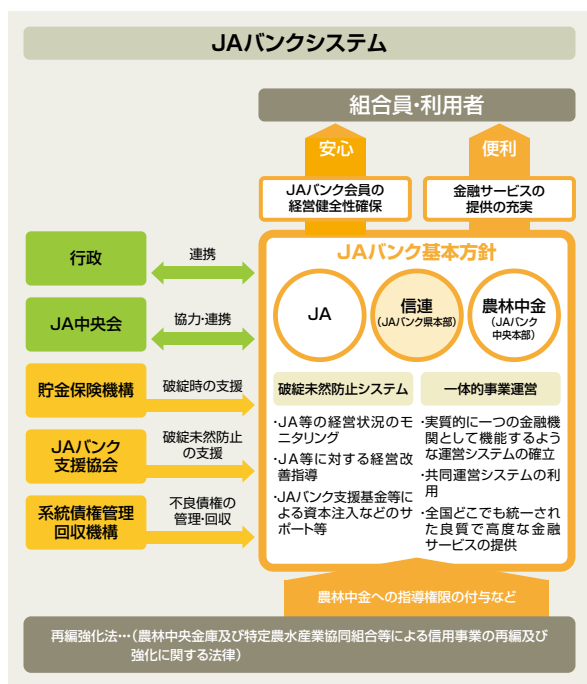
“Each For All and All For Each”  
一人は万人のために、万人は一人のために



## JAバンクシステム

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



## JAバンク・セーフティーネット

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心を届けています。

### ■破綻未然防止システム

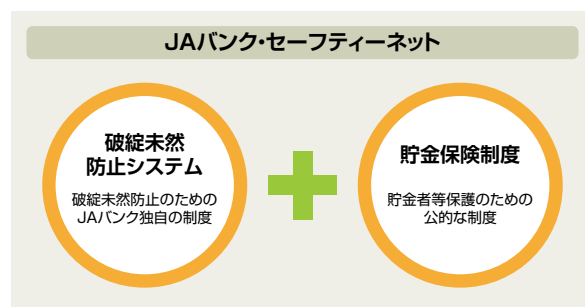
「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※令和2年3月末における残高は、1,659億円となっています。

### ■貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容となっています。

なお、この制度を運営する貯金保険機構（農水産業協同組合貯金保険機構）の責任準備金残高は、令和2年3月末現在で4,417億円となっています。



## 業務の適正を確保するために必要な体制等

### ■業務の適正を確保するために必要な体制

当会は、農業者の協同組織を基盤とした金融機関としての社会的責任と公共的使命を全うするために、経営管理態勢の構築を経営の最重要課題として位置付けるとともに、企業倫理および法令等の遵守、適切なリスク管理その他業務執行の適正性を確保するための内部統制に関する基本方針を制定しております。今年度の運用状況の概要は、以下のとおりです。

#### 内部統制基本方針

- 1 役職員の職務の執行が法令および定款・諸規程に適合することを確保するための体制
  - (1) 法令等の遵守による経営の健全性を確保するため、コンプライアンス・マニュアル等を含め、役職員が法令等を厳格に遵守し誠実かつ公正な業務の運営を遂行することの重要性を周知徹底する。
  - (2) 理事の法令等遵守状況については、他の理事および監事による監督を受けるほか、重要事項の決定にあたっては、コンプライアンス委員会が事前に審査を行う。
  - (3) コンプライアンスに関して、職員がコンプライアンス統括部署に相談・情報提供できる「ヘルプライン」制度を設置する。
  - (4) 「コンプライアンス・プログラム」を年度ごとに策定し、コンプライアンス推進・教育研修活動などを計画的に実施する。
  - (5) 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持する。
- 2 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制
  - (1) 理事会その他の重要な会議の議事録、稟議書等職務の執行にかかる重要な文書等は、保存期間および管理基準を定めて適切に管理する。
  - (2) 業務の担当部署は、理事または監事の求めに応じ職務の執行にかかる情報を閲覧に供する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (1) 経営の健全性や安全性を維持すると同時に安定的な収益構造を確立するために、適切にリスク管理を行うことを重要な経営課題ととらえ、経営として認識するリスクの種類・定義、リスク管理の組織体制と仕組み等を定めたりスク管理の基本方針を制定する。
  - (2) 管理すべきリスクを、収益発生を意図し能動的に取得するリスク（信用リスク、市場リスク）とオペレーショナル・リスクに分類し、各リスクの特性を踏まえてリスク管理の方針およびプロセスを定めて管理するとともに、これらを統合的に管理する。こうしたリスク管理を適切に実行するために、リスク管理にかかる意思決定機関、担当部署を設置し、それぞれの役割責任を明確に定義して、実施体制を整備する。
  - (3) 種々のリスクを計量化したうえで、その合計額が自己資本額の範囲内に収まるよう、あらかじめ部門別にリスク資本を配賦し、経営全体での統合的なリスク管理を進め、一層の高度化に取り組む。
  - (4) 農協法で規定される経営の健全性確保を遵守するため、法令で定められている要件に基づき規制資本に関する管理を実施する。
  - (5) 大規模な災害による被災等の際し、業務の維持を図るために必要な態勢を確保する。



- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (1) 事業計画を定め、その進捗状況を定期的に評価する。
  - (2) 理事会の意思決定を効率的に行うため、理事により構成される会議を設置し、一定の事項にかかる執行の決定等を委任するほか、常例または随時の経営課題等の協議会を設置し、理事会の議決事項にかかる原案の検討等を付託する。
  - (3) 役職員の職務の執行を効率的に行うため、組織体制の整備を行い、機構・職制・業務分掌等を明確に定める。
  
- 5 内部監査体制
  - (1) 本会の適正な業務運営の執行に資するため、業務執行部門から独立した内部監査部門として監査室を設置し、業務運営全般にわたる内部監査が実効的に行われることを確保するための態勢を整備する。
  - (2) 内部監査は、本会の全業務を対象とし、理事会が承認する内部監査計画に基づき実施する。
  - (3) 監査室長は、内部監査終了後、内部監査結果を担当理事等に報告するとともに、年度内部監査実施状況を取りまとめ理事会および経営管理委員会へ報告する。
  - (4) 監査室長は、監事および会計監査人と定期的および必要に応じて意見・情報交換を行い、連携を強化する。
  
- 6 監事の職務を補助すべき職員に関する事項
  - (1) 監事の職務執行の補助は、監査室が担当する。
  - (2) 監査室には、内部監査業務のほか、監事会運営に関する事務および監事の指示する事項にかかる業務に従事するため、原則として3名以上の専任の職員を配置する。
  - (3) 監査室に配属する職員が監事の職務執行を補助する場合は、監事の指揮命令に従い業務を遂行する。
  
- 7 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制
  - (1) 理事は、本会に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、ただちに当該事実を監事に報告する。
  - (2) コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスの観点から重要な事実を把握した場合またはコンプライアンス態勢全般に関して重要な事項がある場合には、監事にその旨を報告する。
  - (3) 監査室は、内部監査結果を監事に報告し、定期的に意見交換を行う。
  - (4) 主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供する。
  
- 8 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制  
監事監査の重要性・有用性を十分認識し、次のとおり、監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
  - (1) 監事は、理事会および経営管理委員会に出席するほか、重要な会議に出席して、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
  - (2) 代表理事は、監事と定期的に意見交換を行う。
  - (3) 理事および職員は、監事からの調査またはヒアリング依頼に対して協力する。
  - (4) その他、理事および職員は、J A監事監査基準および監事監査規程に定めのある事項を尊重する。

## ■業務の適正を確保するための体制の運用状況

当会は、法令遵守、リスク管理、内部監査の各管理体制について、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会等の会議体において体制ごとに進捗管理を行い、適切な内部統制の構築・運用に努めており、令和2年度の運用状況は以下のとおりです。

- 1 役職員の職務の執行が法令および定款・諸規程に適合することを確保するための体制  
法令等遵守体制については、役員行為規範、職員行動規範、当会職員の服務と倫理を定めるとともに、コンプライアンスプログラムの策定や役職員の研修等を行いコンプライアンス態勢の強化に取り組んでいます。また、反社会的勢力との関係遮断については、マネロン・テロ資金供与対策を含めた研修会の開催等により、役職員の意識の醸成を図っています。
- 2 理事の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制  
当会は、重要な会議体については議事録の作成保管に対する体制を整備するとともに、文書等管理規程をはじめとする諸規程を制定のうえ役職員に対し周知し情報の管理を確実なものとしています。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当会は、リスク管理にかかる基本方針を定め、業務遂行から生ずる様々なリスクを把握し、リスク管理委員会、理事会・経営管理委員会で定期的に協議・検討を行っています。また、災害等が発生した場合でも利用者に基本的サービスを継続的に提供できるようJ Aバンク香川業務継続要領を定めています。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
中期経営計画および事業計画の進捗管理を部長会、理事会において定期的に検討・協議し実効性を図っています。また、役員・部長会議を、週1回程度の頻度で開催し、重要案件の報告等を行い理事の迅速な経営判断ができるような協議の場としています。
- 5 内部監査体制  
内部監査規程を定め、当会の経営諸活動の全般にわたる管理、運営の制度および業務の遂行状況を内部統制の適切性の観点から検討・評価しており、その結果については理事長および監事に報告しています。
- 6 監事の職務を補助すべき職員に関する事項  
監事の職務執行を補助するため、業務執行部門から独立した機構として監査室を設置し、専任の職員を配置しています。
- 7 理事および職員が監事に報告するための体制その他の監事への報告に関する体制  
理事会や理事会から付託されて協議等を行う会議体において、監事が出席し報告を受ける体制を整えています。また、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な書類は、監事の閲覧に供しています。

8 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

理事と監事は、業務の運営や課題等について定期的に意見交換を行っており、内部監査部署には監事との連携を指示し、監事監査が実効的に行われるための体制を整備のうえ運営しています。

## 地域密着型金融への取組み

当会は、JA香川県と一体となり香川県農業の発展と農家経済の向上を金融面から支援させていただくとともに農業と地域社会に貢献するため、JAバンク香川中期戦略に基づき地域密着型金融の推進に取り組んでいます。

### ■農業メインバンク機能強化への取組み

(農山漁村等地域の活性化のための融資をはじめとする金融サービス)

#### 1. 農業融資の円滑な取組み

JAバンク香川は、各種プロパー農業資金に対応するとともに、農業近代化資金や日本政策金融公庫資金の取扱いを通じて、農業者の農業経営と生活をサポートしています。

令和3年3月末時点の当会の農業関係資金残高は5,292百万円、日本政策金融公庫(旧農林漁業金融公庫)の受託貸付金残高は1,306百万円となっています。

また、新規就農者の経営と生活をサポートするための青年等就農資金および農業者の経営再建を支援するための負債整理資金を取扱っています。

このように、担い手の経営実態やニーズに適した資金の提供に努めています。

#### 2. 担い手のニーズに応えるための取組み

JAバンク香川では、地域の農業者との関係を強化し、地域農業を振興するための各種施策に取り組んでいます。

JA香川県では、本支店の農業融資担当者が、営農・経済担当がお聞きした情報も含めて把握し、農業融資に関する訪問や資金提案活動を実施しています。また、JAの本店には「担い手金融リーダー」を配置し、各支店の活動をサポートしています。平成28年4月にはJA香川県に「農業担い手サポートセンター」が設置され、農業振興に向けた取組み強化を行っています。当会は同センターと連携を図り、側面的な支援を行っています。その一環として、農業者等の負担を軽減し、農業所得増大・農業生産拡大に資することを目的として、「JAバンク香川農業資金保証料助成」・「JAバンク香川農業資金利子補給」

制度の取扱いを行っています。

また、新型コロナウイルス・鳥インフルエンザ対策として、農業者等の経営支援を目的とした、「JAバンク香川災害緊急特別対策保証料助成」・「JAバンク香川災害緊急特別対策利子補給」制度の取扱いも開始しています。

さらに、JAバンクの農業融資担当者等の資金相談・経営相談への対応力向上につなげ、農業者の一層の満足度向上を図る事を目的として、JA香川県および当会に「JAバンク農業金融プランナー」を配置しています。

また、JA香川県ならびに当会が農業金融相談窓口としてそれぞれ「農業金融センター」を設置し、JAのサポート指導機能、農業法人等への融資相談機能の拡充、強化を図っています。

JA香川信連農業金融センター  
(0120-831-550)

#### 3. 投資事業(アグリシードファンド)

国内農業・環境(ビジネス)の発展・成長に貢献するため、農業振興・環境貢献に取り組む農業法人を、ファンドを通じてサポートしています。

#### 4. JA内事業間連携の強化

JAグループでは、信用事業と営農経済事業が相互に連携し、担い手に対し営農に関する情報、農業融資に関する情報をお伝えするなど、総合力を発揮して担い手支援に積極的に取り組んでいます。

### ■生活メインバンク機能強化への取組み

(利用者から選ばれ利用され続ける金融機関を目指す取組み支援)

#### 1. JABANKローンの推進

JAバンク香川では、お客様のさまざまなライフプランやニーズに合わせて、各種ローンを品揃えしています。住宅の新築・購入をはじめ、増改築・外装工事などさまざまな用途にご利用いただける住宅ローン、自動車やバイクの購入、修理・車検費用などカーライフに関するあらゆる用途にご利用いただけるマイカーローン、その他お客様のニーズにお



応えするために各種ローンをご用意しています。

また、当会はJ Aバンクローンの利便性向上のために、J Aに対して助成を行うなど、側面的な支援を行っています。

## 2. 「J A住宅ローン・新エコ割」

J Aバンク香川では、環境配慮型の住宅を新築・改築する方ならどなたでもご利用いただける「J A住宅ローン・新エコ割」の取扱を行っています。なお、令和3年2月より、従来のオール電化住宅や太陽光発電住宅等に加えて、低炭素住宅や断熱性機能に優れた住宅（ZEH）の新築を新たに対象とするなど、これまで以上にご利用いただき易くなっています。このように、J Aバンク香川では、組合員をはじめ地域のみなさまのニーズに積極的に応えできるように努めています。

## ■地方創生への取り組み

当会は、地方創生への取り組みに積極的に関与するため、香川県が策定した「かがわ創生総合戦略」の政策目標のうち「農林水産業の担い手の確保・育成」に呼応し、J A香川県の農業インターン修了者が新規就農に従事する場合、当会が営農費用の一部を助成することにより、就農直後の経営の安定化を図ることを目的として、「J Aバンク香川新規就農助成要領」を平成28年4月1日に制定し、令和3年3月末現在で40名に対し、助成金延べ1,880万円を支払いました。今後もJ A香川県担い手サポートセンターおよび各農業金融センターと連携し、J A自己改革が目指す農業振興による農業所得の増大と地域活性化に貢献していきます。

## ■農業所得増大・県内食料自給率向上への取り組み支援

当会は、J Aグループが行う地産地消の推進等による県内食料自給率の向上、流通コストの低減等による農業所得の増大を図る取り組みを支援しています。

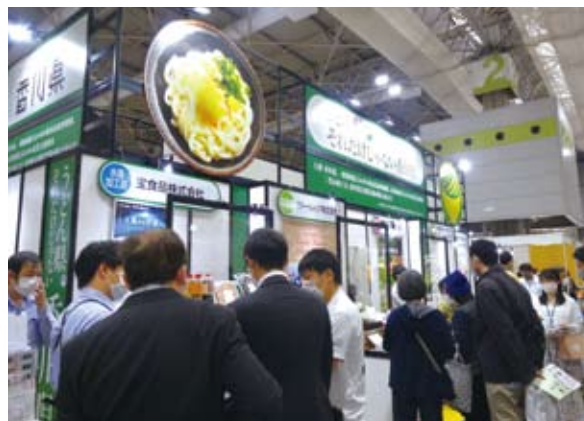
## ■農商工連携事業

農業と商工業の連携強化を支援するため、農産物の魅力とブランド力を発信するイベントの企画・開催や、(公財)かがわ産業支援財団が行う「かがわ農商工連携ファンド事業」への参画などの活動を通じて、地域社会の発展のために努めています。

### ○商談会・ビジネスマッチング

香川県の農林水産物の販路拡大および認知度、ブランド力向上を図るために、香川県・かがわ産業支援財団等と連携し、ファベックス関西2020をはじめ香川県食品商談会、かがわ農水産物商談会、県内外で開催された3商談会に参画しました。

当会はこのような商談会やビジネスマッチングの場を提供することにより、6次産業化や農商工連携への支援、農業の発展に貢献しています。



ファベックス関西2020の様子

### ○ビジネス交流フェア

県内の農林漁業者と中小企業との連携・協力して行う新商品の開発や販路開拓などの取り組み支援のため、(公財)かがわ産業支援財団が創設する「かがわ農商工連携ファンド」と連携し、地域に潜在しているこだわりの農林水産物等の加工や商品開発に関する提案、相談の場を提供することで、農業者の6次産業化およびビジネス交流を応援しています。

## ■J Aバンクアグリサポート事業の支援

当会は、J Aバンクが農業・農村に対する支援・



貢献を実施するために設立した一般社団法人 J Aバンクアグリ・エコサポート基金（以下「アグリエコ基金」という）が行う下記事業について、協力・支援を行っています。

#### ○利子助成事業

厳しい経営環境に直面する多様な担い手に対して、その借入負担の一部を軽減することにより、農業経営の安定化・効率化を支援しています。

なお、アグリエコ基金の利子助成事業は平成 26 年 12 月末をもって新規の取扱いを終了し、農林中央金庫が「利子補給事業」としてその事業を継続していますので、当会では引き続き支援してまいります。

#### ○JAバンク食農教育応援事業

地域の小学生へ、食農・環境・金融経済の教育活動を通じて農業への理解を広げるため、JAバンク食農教育応援事業として、JA、当会、農林中央金庫が連携し、アグリエコ基金の費用拠出によって製作された補助教材「農業とわたしたちの暮らし」を贈呈しています。この取組みは今年で 14 年目を迎え、県下の小学校 153 校の小学 5 年生に 9,690 冊、特別支援学校等に特別支援教育版「農業とわたしたちの暮らし」124 冊を届けました。

### ■金融円滑化への対応

平成 25 年 3 月末に「中小企業者等金融円滑化法」の期限が到来しましたが、期限到来後においても、当会は農業者の協同組織金融機関として、健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客様に対して、必要な資金を円滑に供給していくことを、最も重要な役割のひとつとして位置づけており、お客さまからの借入れ条件変更等のご相談やお申込には、引き続き真摯かつ丁寧に対応するとともに、経営相談に積極的かつきめ細かく対応することで経営改善への取組みを支援しています。

なお、平成 21 年 12 月から令和 3 年 3 月末までにお客さまからの借入れ条件変更等のお申込みを受け、対応した債権数および債権額は、60 件、7,120 百万円となっています。

### ■「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当会は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、遵守するための態勢整備を実施しています。

お客様と保証契約を締結する場合、また、保証人のお客様が本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めています。

### ■お客様本位の業務運営に関する取組方針

JAグループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当会は、この理念のもと、平成 29 年 3 月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、会員または会員の組合員・利用者の皆さまの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定し、取り組んでいます。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

#### 1. お客さまへの最適な商品提供

お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。

#### 2. お客さま本位のご提案と情報提供

(1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客様にふさわしい商品をご提案いたします。

(2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。

(3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するよう、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することがないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

## 社会的責任と貢献活動

### ■地方自治体・関係団体等への協力

当会は、地域金融機関として、国税・地方税の収納をはじめ、県指定代理・高松市収納代理金融機関としての役割を果たす一方、各種年金受取や各種公共料金等の口座振替、給振・財形の元受機関、国民年金保険料の収納事務などの業務を行っています。

### ■環境美化活動

当会は、高松市環境美化都市推進会議の提唱する「私たちのまちは、私たちの手で美しく」に呼応して、定期的実施されるサンポート高松・中央通り一斉清掃に参加し、清潔で美しいまちづくりに積極的に参画しています。

また、当会の環境美化に対する自主的な取り組みとして、職員によるJAビル周辺の清掃も行っています。



### ■環境保全への取組み

当会は、森林資源の有効活用としてコピー用紙は、再生紙を使用しています。

さらに、CO2排出量を少しでも抑制するため、役職員が使用する推進車は環境にやさしいハイブリッド車を導入しています。

### ■地球にやさしいオフィス登録

ゴミの減量・資源化に取り組んでいる当会は、高松市が募集する「地球にやさしいオフィス」に登録され、その実績を通して地球環境の保全に努めています。



### ■日本赤十字社の献血への参加

JAバンク香川では、地域社会の一員として、当会をはじめとするJAグループ役職員による献血を年数回実施しており、当会は「献血サポーター」にも登録され、積極的に協力しています。



### ■エコキャップ、プルタブ回収活動

当会は、ペットボトルキャップの回収活動を通じて支援事業団体に協力する“エコキャップ回収活動”に賛同し、協力しています。

また、車椅子を贈呈する“プルタブ回収活動”に賛同し、全役職員で取り組んでいます。



### ■使用済み切手・外国コイン回収運動への協力

当会は、県内の協同組合が連携して取組む社会貢献活動として、かがわ協同組合連絡協議会が行う使用済み切手および外国コイン回収活動へ協力しています。使用済み切手については、これまで累計で計2,471.6gを、外国コインについては、平成28年10月の取扱開始から令和3年3月の間に計914gを回収して香川県ユニセフ協会へ贈呈しました。

### ■食の安全・安心への取組み支援

当会は、JAグループが行う安全・安心な食料を地域社会に安定的に供給し、健康で豊かな人間性を育む健全な食生活を支えていく事業に参画するとともに、地域農業の振興と発展を目的とした農業担い手育成・対策事業にも取組み支援をしています。

### ■鍛えあげインターンシップ

香川大学では、地域社会の期待に応える有為な人材を育成するため、学外のフィールドでの学習を体験することで社会のリアリティに触れ、学生の知識・技能・態度を実践の中で鍛えあげることが目的とした「鍛えあげインターンシップ制度」を実施しています。当会は同制度に賛同し、制度創設時から継続的に学生の受入れを実践しており、令和2年度は8月17日から8月21日の間に1名を、9月7日から9月11日に1名の学生を受入れるなど、地元大学の取組みを強力にサポートしています。

JAバンクの一員として、また組織人としての実体験を通じて社会のリアリティに触れることをコンセプトとする当会独自の実習カリキュラムは、受入学生はもとより香川大学からも高く評価されています。

### ■『健康経営優良法人2021

#### （中小規模法人部門）』事業所の認定

当会は、協会けんぽ香川支部が香川県との「健康づくり推進のための包括的連携に関する協定」に基づく協働事業として、平成28年8月から取扱いが開始された「事業所まると健康宣言」

に参画し、平成29年度「健康経営取組事業所」として認定されています。

平成30年度より日本健康会議による認定制度である「健康経営優良法人」の取組みに参画し、令和2年度についても引き続き「健康経営優良法人2021（中小規模法人部門）」に認定されています。

### ■『子育て行動計画策定企業』の認定

当会は、平成28年2月に香川県の「子育て行動計画策定企業」（第156号）に認証され、「働きやすい職場環境づくり」に取り組んでいます。

現在は、令和4年3月31日までの2年間を計画期間とした第3回一般事業主行動計画を新たに策定し、毎週水曜日のノー残業デーと、月2回の部署別ノー残業デーの設定、更には年4回の部署別ノー残業ウィークを設けています。また、時間外労働の削減とともに、ブリッジホリデー・プラスワンホリデー制度を創設して年次有給休暇の取得促進を図るなど、職員のワークライフバランスの充実に向けて取り組んでいます。



## トピックス (TOPICS)

### ■窓口ロールプレイング大会

「店舗に足を運んでくださるお客様」に最良のサービスを提供できるよう、JA香川県が実施している窓口セールス研修とタイアップした「窓口ロールプレイング大会」を令和2年8月18日と19日に開催しました。



窓口ロールプレイング大会

### ■JAバンク香川信用事業推進研修会

JAバンク香川は、「JAバンク香川中期戦略」を策定し、『「農業とくらしに貢献し、選ばれ、成長し続けるJAバンク」の実現』を基本目標として、JA、農林中央金庫ならびに当会が一体となってさまざまな取組みを行っています。



JAバンク香川信用事業推進研修会

令和2年度は、この中期戦略に基づき、農業メインバンク・生活メインバンク機能の強化をはじめ、JA・信連の一体性を強化した取組みを進めていくために、令和2年11月10日から12日に信用事業推進研修会を実施しました。

### ■CS改善プログラムの取組み

事業基盤の中核である正組合員の高齢化に伴う世代交代が本格化している状況下、正組合員数の減少に加え、JAバンク香川を取り巻く環境は刻々と変化しています。この環境変化に対応し、顧客に選ばれるJAを目指すためにJAバンク香川では、CS改善プログラムに取り組んでいます。

JA香川県では平成25年度より「CS改善プログラム」が順次開始され、すでに全店舗への展開が完了していますが、令和3年度についても、JA、当会からCSサポーター27名および県域サポーター2名、併せて計29名を選任しています。「職員自ら考え、行動する」人材を育成することでJAの顧客満足度・職員満足度向上を目指した取組みにするため、JA経営層も率先して働きかけているほか、当会としても各種の支援を行っています。

CS改善活動開始後、JAのお客様からは「支店の雰囲気明るくなった」「職員の対応が良くなり、JAが変わった」等の声が寄せられています。

### ■県域組織整備への取組み

平成30年11月に開催された第15回香川県JA大会において決議された「香川県JAグループの今後の取り組み方針」に基づき、県域機能分担の最適化と一層の人事交流の実践を行い、将来的に会員・組合員にとって望ましい姿となるよう、引き続きJAグループと連携し、取り巻く情勢の変化をふまえて機動的に対応していきます。

### ■JAバンク香川FST

#### (市場開拓実践訓練) 年金編

現場営業力強化に向け、外部講師を招いての同行推進をメインとしたJAバンク香川年金FST(市場開拓実践訓練)を実施する予定でしたが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。



### ■経営力の強化と人材育成の取組み

当会は、社会的責任と公共的使命を果たし地域社会から信頼を確立するために、毎年度、当会ならびに県内JAの役員、幹部職員を対象にコンプライアンス研修会を開催するなど、コンプライアンスの実践に役職員一丸となって取り組んでいます。

さらに、『人事管理の基本方針』等に基づき、人材育成にも積極的に取り組んでおり、「階層別研修会」をはじめ、階層の枠を超えた「スクランブル研修会」および「コンプライアンス研修会」、役職員の健康管理に関する「衛生研修会」等を開催するなど、あらゆる機会を通じて経営力の強化と人材育成に取り組む、役職員の総合力発揮を目指しています。

### ■新型コロナウイルス感染症拡大への対策 および各種取組みへの影響

新型コロナウイルス感染症拡大の収束が見えないなか、JAバンク香川では、安定的な金融機能の維持、来店者および職員の感染予防に向けた対策の一環として、令和3年4月に「検温機能付顔認証リーダー非接触消毒バナースタンド」を導入し、JA香川県全124金融店舗に配備しました。

また、当会が毎年開催している下記のイベントについて、新型コロナウイルス感染者拡大の影響を鑑みて令和2年度は中止しました。

- ①小学生たちが農作業をしている家族や農業にかかわる人々をモチーフに描写することを通じて農業に関心をもち、自然を大切にする心を育てることを願って実施する、県下の小学生を対象とした「貯蓄に関するポスターコンクール」
- ②JAバンク食農教育応援事業の一環として県内で生産される農産物の種類や産地、また日々の食生活が地域農業と深く関わっていることへの理解と地産地消の普及促進のための「中学生による料理コンクール」
- ③プレ年金層ならびに既受給者層を対象とした「プレミアムライブ」

## 令和2年度の事業実績

### ■経済・金融情勢

わが国の経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、雇用・所得環境に弱い動きがみられ、個人消費も低水準で推移する等、非常に厳しい状況となりました。

海外経済については、先進国におけるコロナワクチンの接種開始により、明るい兆しもみえるものの、各国中央銀行による未曾有の金融緩和により生じた過剰流動性等、多くのリスクを抱えており、今後も注意が必要であると認識しています。

### ■令和2年度の事業概況

#### ◇資金調達

貯金については、JA香川県における金利優遇キャンペーン等の取組みなどが要因となり、期末残高は1兆7,075億円と前年度を165億円上回り、1.0%の増加となりました。

なお、平均残高は前年度を151億円上回り、0.9%の増加となりました。

#### ◇資金運用

貸出金については、継続的に系統資金の地元還元に向けた結果、畜産業を中心に農業融資が伸長し、期末残高は460億円となり前年度比23億円、5.4%の増加となりました。

なお、平均残高は、前年度比11億円、2.7%の増加となりました。

余裕金運用については、世界各国で金融緩和政策のもと金利が低下するなかで、効率的運用を行うため、国内債券のほか、受益証券を中心とした為替系資産、株系資産等へのバランスを考慮した結果、平均残高は預け金が0.2%の増加で8,370億円、有価証券（金銭の信託含む）が3.4%の増加で9,160億円となりました。

#### ◇企画業務

JAバンク香川中期戦略に基づき、組合員・利用者目線による事業対応の徹底と持続可能な収益構造の構築を目的として、農業・地域の成長支援、貸出の強化、ライフプランサポー

トの実践、組合員・利用者接点の再構築を図るとともに、JAと県域が一体となって変革を実践できるよう、基盤構築・事業運営に努めました。

また、全国の信用事業システムであるJASTEMシステムの安全かつ安定的な運営と、情報資産の適正な保護・管理・利用に向けた情報セキュリティ管理体制の強化に取り組みました。

#### ◇JA指導

「JAバンク会員」として「JAバンク基本方針」を遵守するとともに、会員JAに対して、農林中央金庫、中央会系統との連携を強化し、国庫金振込事務、登録金融機関業務および不祥事未然防止に向けた検査・指導を行い、JAの内部管理態勢、事務管理態勢等の向上に努めました。また、事務統一への取組みを支援し、JAバンク香川における事務の適正化・効率化を図っています。

また、JA営農・経済事業の成長・効率化プログラムについては、JA香川県、中央会、農林中央金庫と連携し、園芸関連事業、農機事業の収支改善に向けた実行計画書の策定に努めました。さらに、それ以外の業務についても順次横展開して収支改善支援を行っています。

#### ◇経営管理

経営上の諸課題のうち、リスク管理やコンプライアンスについては、委員会機能の充実により態勢を強化し、業務・会計面については検査・監査および内部けん制を通じて適正に処理するとともに、経営の健全化と効率化、安定的還元と自己資本増強に努めました。

また、各種研修会の実施、自己研鑽の推奨などによる人材育成に努める一方、法令等遵守、自己責任原則に基づく内部管理態勢の適切性・有効性を検証するため、リーガルチェックや自主検査を充実し、経営の健全性確保・向上に努めました。

以上のことを含めて総合的に、「経営力の強

化策」を実践し、組織目標の徹底、ガバナンスの強化、役職員の総合力の発揮に向けて引き続き取り組んでいます。

#### ◇収支状況

市場環境の変化に対応するために、役職員一同、経営基盤の確立、信頼性の向上および金融機能の向上に努めた結果、継続して経費の削減に努めたこともあり、当期剰余金は5,429百万円（計画対比 2,630 百万円増加、前年度対比 142 百万円減少）となりました。

令和2年度については出資配当金 568 百万円、事業分量配当金 2,966 百万円を会員に還元しています。

その結果、次期繰越剰余金は 703 百万円となりました。

## ■財務諸表

### 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和2年3月末	令和3年3月末
( 資 産 の 部 )		
現金	595	284
預け金	827,911	846,092
系統預け金	827,708	845,889
系統外預け金	203	203
金銭の信託	62,820	63,956
有価証券	903,722	914,324
国 債	418,226	374,170
地方債	8,668	8,633
社 債	11,904	8,406
外国証券	57,639	57,545
株 式	22	22
受益証券	407,261	465,546
貸出金	43,726	46,067
証書貸付	11,187	12,823
当座貸越	3,615	4,020
金融機関貸付	28,924	29,224
その他資産	5,145	3,054
差入保証金	0	0
金融派生商品	27	20
仮払金	1	34
未収金	1,753	1,227
その他の資産	333	331
未収収益	1,426	1,297
約定取引未決済貸	1,598	139
未決済為替貸	3	3
有形固定資産	356	331
建 物	40	37
土 地	252	252
その他の有形固定資産	62	41
無形固定資産	142	163
ソフトウェア	25	163
その他の無形固定資産	116	-
外部出資	100,267	100,272
系統出資	99,575	99,571
系統外出資	691	700
債務保証見返	68	83
貸倒引当金	△ 222	△ 261
(うち一般貸倒引当金)	( △ 139)	( △ 132)
(うち個別貸倒引当金)	( △ 82)	( △ 128)
外部出資等損失引当金	△ 1,114	△ 1,252
資産の部合計	1,943,418	1,973,118

## 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	令和2年3月末	令和3年3月末
( 負 債 の 部 )		
貯 金	1,691,048	1,707,549
当座貯金	3,061	4,077
普通貯金	1,508	2,069
貯蓄貯金	0	0
通知貯金	228	472
別段貯金	373	365
定期貯金	1,685,877	1,700,565
債券貸借取引受入担保金	46,316	69,496
借用金	5,300	7,200
代理業務勘定	0	0
その他負債	14,428	10,748
未払法人税等	226	269
貯金利子諸税その他	3	2
金融派生商品	6,369	3,953
仮受金	7	9
未払金	0	-
未払費用	6,033	5,818
前受収益	1	2
約定取引未決済借	1,786	692
未決済為替借	0	0
諸引当金	2,034	2,071
相互援助積立金	1,956	2,012
賞与等引当金	20	20
退職給付引当金	16	10
役員退職慰労引当金	41	28
繰延税金負債	12,721	9,938
債務保証	68	83
負債の部合計	1,771,918	1,807,088
( 純 資 産 の 部 )		
出資金	28,418	28,418
利益剰余金	109,531	111,354
利益準備金	33,090	34,210
その他利益剰余金	76,441	77,144
J Aバンク積立金	11,203	11,763
有価証券価格変動積立金	3,080	3,640
特別積立金	55,852	55,852
当期未処分剰余金	6,305	5,888
(うち当期剰余金)	( 5,572)	( 5,429)
会員資本合計	137,949	139,772
<del>その他有価証券評価差額金</del>	33,550	26,258
<del>評価・換算差額等合計</del>	33,550	26,258
純資産の部合計	171,499	166,030
負債および純資産の部合計	1,943,418	1,973,118



## 損益計算書

(単位:百万円)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日		自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日	
経常収益		23,674		21,312
資金運用収益		17,123		11,860
貸出金利息		899		896
預け金利息		81		63
有価証券利息配当金		10,112		5,431
その他受入利息		6,030		5,469
(うち受取奨励金)	(	5,596)	(	5,231)
(うち受取特別配当金)	(	433)	(	237)
役務取引等収益		75		74
受入為替手数料		65		65
その他の受入手数料		1		1
その他の役務取引等収益		8		8
その他事業収益		3,678		4,229
受取出資配当金		2,004		1,525
受取助成金		11		5
国債等債券売却益		1,661		817
金融派生商品収益		-		1,881
その他経常収益		2,796		5,147
償却債権取立益		-		4
株式等売却益		1,625		3,690
金銭の信託運用益		1,155		1,435
その他の経常収益		15		17
経常費用		17,438		15,130
資金調達費用		11,960		11,690
貯金利息		174		133
その他支払利息		11,786		11,556
(うち支払奨励金)	(	11,784)	(	11,554)
役務取引等費用		72		73
支払為替手数料		38		39
その他の支払手数料		28		28
その他の役務取引等費用		4		4

科 目	令和元年度		令和2年度	
	自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日		自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日	
その他事業費用		3,572		1,894
支払助成金		478		481
国債等債券売却損		427		1,412
金融派生商品費用		2,666		-
経 費		1,316		1,224
人件費		487		483
物件費		822		736
税 金		6		4
その他経常費用		516		247
貸倒引当金繰入額		27		38
相互援助積立金繰入額		54		55
株式等売却損		317		-
その他の経常費用		117		153
経常利益		6,235		6,182
特別利益		-		0
固定資産処分益		-		0
特別損失		14		0
固定資産処分損		14		0
税引前当期利益		6,221		6,182
法人税・住民税及び事業税		2,378		1,975
法人税・住民税及び事業税還付額		△ 1,753		△ 1,227
法人税等調整額		23		4
法人税等合計		649		753
当期剰余金		5,572		5,429
当期首繰越剰余金		733		459
当期末処分剰余金		6,305		5,888

# キャッシュ・フロー計算書

(単位：百万円)

科 目	令和元年度		令和2年度	
	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 2 年 3 月 31 日		自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 3 年 3 月 31 日	
1 事業活動によるキャッシュ・フロー				
税引前当期利益		6,221		6,182
減価償却費		30		43
貸倒引当金の増減額 (△は減少)		27		38
外部出資等損失引当金の増減額(△は減少)		88		137
退職給付引当金の増減額(△は減少)		△ 1		△ 5
その他の引当金・積立金の増減額 (△は減少)		64		43
資金運用収益		△ 17,123		△ 11,860
資金調達費用		11,960		11,690
有価証券関係損益 (△は益)		△ 2,610		△ 3,141
金銭の信託の運用損益(△は運用益)		△ 1,155		△ 1,435
固定資産処分損益 (△は益)		14		△ 0
貸出金の純増 (△) 減		△ 473		△ 2,341
預け金の純増 (△) 減		△ 16,000		△ 10,000
貯金の純増減 (△)		16,566		16,501
借入金の純増減 (△)		500		1,900
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)		46,316		23,180
事業分量配当金の支払額		△ 3,165		△ 3,037
資金運用による収入		18,876		13,039
資金調達による支出		△ 6,019		△ 11,904
その他		620		△ 1,947
小 計		54,737		27,080
法人税等の支払額		△ 715		△ 705
事業活動によるキャッシュ・フロー		54,021		26,375
2 投資活動によるキャッシュ・フロー				
有価証券の取得による支出		△ 375,110		△ 404,200
有価証券の売却による収入		329,502		378,621
有価証券の償還による収入		3,253		7,499
金銭の信託の増加による支出		△ 2,020		△ 232
金銭の信託の減少による収入		△ 469		421
固定資産の取得による支出		△ 200		△ 40
固定資産の売却による収入		-		0
外部出資の増加による支出		△ 9		△ 9
外部出資の売却等による収入		21		4
投資活動によるキャッシュ・フロー		△ 45,033		△ 17,936
3 財務活動によるキャッシュ・フロー				
出資配当金の支払額		△ 563		△ 568
その他		△ 0		-
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 564		△ 568
4 現金および現金同等物に係る換算差額		-		-
5 現金および現金同等物の増加額(減少額)		8,424		7,870
6 現金および現金同等物の期首残高		9,875		18,299
7 現金および現金同等物の期末残高		18,299		26,170

## 剰余金処分計算書

(単位:百万円)

科 目	令和元年度	令和2年度
当期末処分剰余金	6,305	5,888
剰余金処分額	5,846	5,184
利益準備金	1,120	1,090
任意積立金	1,120	560
(J Aバンク積立金)	( 560)	( 280)
(有価証券価格変動積立金)	( 560)	( 280)
出資配当金	568	568
事業分量配当金	3,037	2,966
次期繰越剰余金	459	703

## (注) 1. 出資金の配当率

(1) 令和元年度は、普通出資配当が2.0%です。

(2) 令和2年度は、普通出資配当が2.0%です。

## 2. 事業分量配当金の分配の基準は次のとおりです。

## (1) 令和元年度

## ① 普通特配

定期貯金（1か年未満の定期貯金を除く。ただし、3か月・6か月市場連動型定期貯金を含む。）の純貯金に対して、0.12%です。

## ② 特別特配

信用事業を営み、香川県J Aバンク支援制度に加盟する農業協同組合から受け入れた援助貯金に対して、0.56%です。

## (2) 令和2年度

## ① 普通特配

定期貯金（1か年未満の定期貯金を除く。ただし、3か月・6か月市場連動型定期貯金を含む。）の純貯金に対して、0.12%です。

## ② 特別特配

信用事業を営み、香川県J Aバンク支援制度に加盟する農業協同組合から受け入れた援助貯金に対して、0.497%です。

## 3. 目的積立金は次のとおりです。

## (1) J Aバンク積立金

## ① 積立目的

県内J Aバンク会員におけるJ Aバンクシステムの維持に重大な影響を及ぼす事象に備えるためです。

## ② 積立目標額

県下農協貯金の20/1,000を目標額とします。

## ③ 積立基準

平成14年度から積み立てることとし、翌年度以降当期剰余金の10%相当を積み立てることとします。ただし、当会運営に著しい変化がある場合、その積立率を変更します。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の先行不透明感による経済環境の変化に備え、柔軟に対応するための次期繰越剰余金を確保するため、積立率を5%としています。

## ④ 取崩基準

県内J Aバンク会員に重大な事故等が発生した場合、必要に応じてJ Aバンク香川県本部委員会での審議および経営管理委員会の決議を経て取り崩しを行います。

## (2) 有価証券価格変動積立金

## ① 積立目的

金利変動等当会事業運営に重大な影響を及ぼす事象に備え、安定した事業運営に資するためです。

## ② 積立目標額

事業年度末に保有する有価証券および金銭の信託の取得価額の10/1,000を目標額とします。

## ③ 積立基準

平成26年度から積み立てることとし、翌年度以降当期剰余金の10%～20%の範囲内で積み立てることとします。ただし、当会運営に著しい変化がある場合、その積立率を変更します。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の先行不透明感による経済環境の変化に備え、柔軟に対応するための次期繰越剰余金を確保するため、積立率を5%としています。

## ④ 取崩基準

金利変動等により当会の保有する有価証券および金銭の信託の市場価値が著しく低下することによって、当会の運営に重大な影響を及ぼす場合、必要に応じて経営管理委員会の決議を経て取り崩しを行います。

# 注記表 令和2年度

(令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 継続組合の前提に関する事項  
該当する事項なし

2 重要な会計方針に関する事項

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。  
(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

・その他有価証券

時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3年～34年

その他 3年～45年

(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

(8) 引当金等の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の累積期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、第一次査定実施部署が第一次査定を実施し、当該部署から独立した第二次査定実施部署が第一次査定結果を検証しています。

② 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

③ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑤ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認められる額を計上しています。

⑥ 相互援助積立金

相互援助積立金は、「香川県JAバンク支援制度要領」に基づき、JAバンクの信用向上に資することを目



的として、所要額を計上しています。

(9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式により行っています。

3 表示方法の変更に関する事項

「農業協同組合法施行規則第126条の3の2」の改正により、「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を適用し、当事業年度より貸倒引当金、金融商品の時価の見積りに関する情報を「4 会計上の見積りに関する事項」に記載しています。

4 会計上の見積りに関する事項

会計上の見積りにより当事業年度にかかる財務諸表にその額を計上した項目であって、翌事業年度にかかる財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金

① 当事業年度にかかる財務諸表に記載した額

貸倒引当金 261百万円

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「2 重要な会計方針に関する事項」「(8)引当金等の計上方法」「①貸倒引当金」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度にかかる財務諸表における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(2) 金融商品の時価

① 当事業年度にかかる財務諸表に計上した額

「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」に記載しています。

② 識別した項目にかかる重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

a 算出方法

金融商品の時価の算出方法は、「6 金融商品に関する事項」「(2)金融商品の時価等に関する事項」「②金融商品の時価の算定方法」に記載しています。

b 主要な仮定

主要な仮定は時価評価モデルに用いるインプットであり、為替相場、イールドカーブ、有価証券の時価等の市場で直接または間接的に観察可能なインプットのほか、相関係数等の重要な見積りを含む市場で観察できないインプットを使用する場合があります。

c 翌事業年度にかかる財務諸表に及ぼす影響

市場環境の変化等により、主要な仮定であるインプットが変化することにより、金融商品の時価が増減する可能性があります。

5 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、179百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 69,385百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 69,496百万円

上記のほか、当座借越担保として預け金200百万円、為替決済担保として預け金54,000百万円、公金出納事務取扱い担保として預け金3百万円を差し入れています。

(3) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権は、該当がありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務は、該当がありません。

なお、役員が第三者のために行う取引は含めておりません。

(5) 貸出金のうち、破綻先債権額は32百万円、延滞債権額は546百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本ま

たは利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

- (6) 貸出金のうち、3か月以上延滞債権はありません。

なお、3か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

- (7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3か月以上延滞債権に該当しないものです。

- (8) 破綻先債権額、延滞債権額、3か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は578百万円です。

なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

- (9) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は4,540百万円です。

- (10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金28,924百万円が含まれています。

## 6 金融商品に関する事項

- (1) 金融商品の状況に関する事項

### ① 金融商品に対する取組方針

当会は、香川県を事業区域として、地元のJ A等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J Aは農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とするJ Aや農業に関する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

### ② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金（当座貸越契約貸出コミットメントを含む）、金銭の信託および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

金銭の信託の信託種別は特定金外信託であり、その構成資産は日本国債、受益証券および米国国債であり、その他目的で保有しています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

金銭の信託および有価証券については、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されています。

デリバティブ取引には金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引があります。

### ③ 金融商品にかかるリスク管理体制

#### a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理にかかる基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、業務部のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

#### b 市場リスクの管理

##### (a) 金利リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって金利の変動リスクを管理しています。

統合的なリスク管理基準において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理委員会におい

て決定された「リスク資本および配賦の考え方」に基づき、同委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

(b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の通貨ごとに管理しています。

(c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

(d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部けん制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する内規類（金利スワップ取引運用管理内規、店頭オプション取引運用管理内規等）に基づき、実施しています。

(e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券および受益証券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、市場リスク量をV a Rにより日次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しています。

当会のV a Rは分散共分散法（保有期間120営業日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和3年3月31日現在で当会の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で38,391百万円です。

なお、当会では、バックテストを実施のうえ、V a R計測モデルの妥当性を検証しています。

ただし、V a Rは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスクを計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは補足できない場合があります。

c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって、流動性リスクを管理しています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	846,092	846,103	10
金銭の信託	63,956	63,956	-
その他の金銭の信託	63,956	63,956	-
有価証券	914,302	914,302	-
その他有価証券	914,302	914,302	-
貸出金	46,067		
貸倒引当金	△ 261		
貸倒引当金控除後	45,806	45,938	131
資産計	1,870,158	1,870,299	141
貯金	1,707,549	1,707,574	24
債券貸借取引受入担保金	69,496	69,495	△ 0
負債計	1,777,046	1,777,070	23
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(3,933)	(3,933)	-
デリバティブ取引計	(3,933)	(3,933)	-

（注） 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しています。

② 金融商品の時価の算定方法

【資産】

a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 c と同様の方法により算定しています。

c 有価証券

債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格により算定しています。また、投資信託については、公表されている基準価格または取引金融機関等から提示された基準価額により算定しています。

d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

【負債】

a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

b 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額から未払利息を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ）であり、割引現在価値により算定しています。

③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
有価証券	22 百万円
外部出資	100,272 百万円
合計	100,295 百万円

(注) 1. 有価証券は非上場株式です。

2. 外部出資については、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

3. 外部出資等損失引当金として△ 1,252 百万円を計上しています。

④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	846,092	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	73,737	63,609	81,311	37,579	71,778	520,442
貸出金	7,033	1,783	1,268	1,590	2,603	31,751
合計	926,863	65,392	82,579	39,170	74,381	552,194

(注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）2,852 百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金 28,924 百万円については「5年超」に含めています。

2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等 37 百万円は償還の予定が見込まれ



ないため、含めていません。

⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,706,490	189	100	770	-	-
債券貸借取引受入担保金	69,496	-	-	-	-	-
合計	1,775,986	189	100	770	-	-

(注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

7 有価証券に関する事項

(1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

① 売買目的有価証券

該当ありません。

② 満期保有目的の債券

該当ありません。

③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券			
	国債	356,132	347,965	8,167
	地方債	8,633	8,445	187
	社債	6,492	6,402	90
	その他	51,811	47,704	4,106
	その他	245,993	213,015	32,978
	小計	669,062	623,532	45,529
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券			
	国債	18,038	18,204	△ 166
	社債	1,914	2,000	△ 86
	その他	5,734	6,000	△ 265
	その他	219,552	232,643	△ 13,090
	小計	245,239	258,848	△ 13,609
合計		914,302	882,381	31,920

(注) 上記差額合計から繰延税金負債 8,829 百万円を差し引いた金額 23,091 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

(2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	176,606 百万円	817 百万円	1,412 百万円
その他	20,697 百万円	3,690 百万円	-
合計	197,304 百万円	4,507 百万円	1,412 百万円

8 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

① 運用目的の金銭の信託

該当ありません。

② 満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	うち貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの
その他の金銭の 信託	63,956 百万円	59,578 百万円	4,377 百万円	4,971 百万円	△ 594 百万円

- (注) 1. 上記差額合計に繰延税金負債1,210百万円を差し引いた金額3,166百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。
2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

## 9 退職給付に関する事項

### (1) 退職給付

#### ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度ですが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため全共連との契約に基づく退職金共済制度、および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

#### ② 確定給付制度

##### a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	16 百万円
退職給付費用	23 百万円
退職給付の支払額	△ 5 百万円
制度への拠出額	△ 23 百万円
期末における退職給付引当金	10 百万円

##### b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	257 百万円
年金資産（全国農林漁業団体共済会への積立金を含む。）	△ 246 百万円
	10 百万円
非積立型制度の退職給付債務	- 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10 百万円

退職給付引当金	10 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	10 百万円

##### c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	23 百万円
----------------	--------

- (2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第57条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、5百万円となっています。

また、存続組合より示された令和3年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、59百万円となっています。

## 10 税効果会計に関する事項

### (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	30 百万円
賞与引当金超過額	5 百万円
退職給付引当金超過額	2 百万円
役員退職慰労引当金超過額	7 百万円
相互援助積立金超過額	556 百万円
外部出資等損失引当金超過額	346 百万円
未払事業税	46 百万円
その他	52 百万円
繰延税金資産小計	1,048 百万円
評価性引当額	△ 946 百万円
繰延税金資産合計（A）	101 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 10,040 百万円
繰延税金負債合計（B）	△ 10,040 百万円
繰延税金負債の純額（A） + （B）	△ 9,938 百万円



## (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.02%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.04%
事業分量配当金	△ 13.27%
住民税均等割等	0.07%
評価性引当額の増減	1.12%
その他	0.62%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.18%

## 11 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

なお、「現金」および「預け金」の期末残高の内訳は、次のとおりです。

現金	284 百万円
預け金	
系統普通預け金	25,885 百万円
系統通知預け金	－ 百万円
系統外当座預け金	－ 百万円
系統外普通預け金	0 百万円

# 注記表 令和元年度

(平成31年4月1日～令和2年3月31日)

1 継続組合の前提に関する事項  
該当する事項なし

2 重要な会計方針に関する事項

(1) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しており、金額百万円未満の科目については「0」で表示しています。  
(2) 有価証券（外部出資勘定の株式を含む。）の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。

・その他有価証券

時価のあるもの……原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価を把握することが極めて困難と認められるもの……原価法（売却原価は移動平均法により算定）

なお、取得価額と券面金額との差額のうち金利調整と認められる部分については償却原価法による取得価額の修正を行っています。

(3) 金銭の信託（合同運用を除く。）において信託財産を構成している有価証券の評価基準および評価方法は、上記(2)の有価証券と同様の方法によっており、信託の契約単位ごとに当年度末の信託財産構成物である資産および負債の評価額の合計額をもって貸借対照表に計上しています。

(4) デリバティブ取引の評価は、時価法により行っています。

(5) 有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法）を採用し、資産から直接減額して計上しています。

また、主な耐用年数は次のとおりです。

建物 3年～34年

その他 3年～45年

(6) 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しています。そのうち自社利用ソフトウェアについては、当会における利用可能期間（5年）に基づいて償却しています。

(7) 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しています。

(8) 引当金の計上方法

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、「資産の償却・引当要領」に則り、次のとおり計上しています。

正常先債権および要注意先債権については、主として今後1年間の予想損失額または今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の累積期間における平均値に基づき損失率を求め算定しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収および利息の受取りにかかるキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を計上しています。破綻先債権および実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しています。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、第一次査定実施部署が第一次査定を実施し、当該部署から独立した第二次査定実施部署が第一次査定結果を検証しています。

② 相互援助積立金

相互援助積立金は、JAバンクの信用向上に資することを目的として、香川県JAバンク支援制度要領に基づき、必要額を積み立てています。

③ 賞与引当金

賞与引当金は、職員への賞与の支払に備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上しています。

④ 退職給付引当金

退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当年度末における職員の自己都合退職の場合の要支給額を基礎として計上しています。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員退職慰労引当金は、役員の退任給与の支給に備えるため、「役員退職慰労金規程」に基づき、当年度末要支給見積額を計上しています。

⑥ 外部出資等損失引当金

外部出資等損失引当金は、外部出資に対する損失に備えるため外部出資先の財務状況等を勘案して必要と認

められる額を計上しています。

(9) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税込方式により行っています。

3 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産の減価償却累計額は、178 百万円です。

(2) 担保に供している資産は次のとおりです。

担保に供している資産

有価証券 46,284 百万円

担保資産に対応する債務

債券貸借取引受入担保金 46,316 百万円

上記のほか、当座借越担保として預け金 200 百万円、為替決済担保として預け金 64,000 百万円、公金出納事務取扱担保として預け金 3 百万円を差し入れています。

(3) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債権は、該当がありません。

(4) 理事、経営管理委員および監事との間の取引による金銭債務は、該当がありません。

(5) 貸出金のうち、破綻先債権額は 33 百万円、延滞債権額は 547 百万円です。

なお、破綻先債権とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和 40 年政令第 97 号）第 96 条第 1 項第 3 号イからホまでに掲げる事由または同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金です。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権および債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金です。

(6) 貸出金のうち、3 か月以上延滞債権はありません。

なお、3 か月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から 3 か月以上遅延している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しないものです。

(7) 貸出金のうち、貸出条件緩和債権はありません。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および 3 か月以上延滞債権に該当しないものです。

(8) 破綻先債権額、延滞債権額、3 か月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は 581 百万円です。

なお、(5)から(8)に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額です。

(9) 当座貸越契約および貸付金にかかるコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。これらの契約にかかる融資未実行残高は 4,852 百万円です。

(10) 貸出金には、他の債権よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸出金 28,924 百万円が含まれています。

4 金融商品に関する事項

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当会は、香川県を事業区域として、地元の J A 等が会員となって運営されている相互扶助型の農業専門金融機関であり、地域経済の活性化に資する地域金融機関です。

J A は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域へ貸付け、その残りを当会が預かる仕組みとなっています。

当会では、これを原資として、資金を必要とする J A や農業に関する企業・団体および、県内の地場企業や団体、地方公共団体などに貸付を行っています。

また、残った資金は農林中央金庫に預け入れるほか、国債や地方債等の債券、投資信託、株式等の有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当会が保有する金融資産は、主として県内の取引先（および個人）に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、顧客の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。

また、有価証券は、主に債券、投資信託であり、その他目的で保有しています。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスク、為替リスクに晒されています。

デリバティブ取引には金利の変動リスクをヘッジするための金利スワップ取引があります。

## ③ 金融商品にかかるリスク管理体制

## a 信用リスクの管理

当会は、リスク管理にかかる基本方針および信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金の信用リスク管理については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、内部格付、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しています。

これらの与信管理は、業務部のほか審査部門により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、報告を行っています。さらに、与信管理の状況については、管理部がチェックしています。

有価証券の発行体の信用リスクおよびデリバティブ取引のカウンターパーティーリスクに関しては、管理部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

## b 市場リスクの管理

## (a) 金利リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって金利の変動リスクを管理しています。

統合的なリスク管理基準において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記し、リスク管理委員会において決定された「リスク資本および配賦の考え方」に基づき、同委員会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的には管理部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、定期的にリスク管理委員会に報告しています。

## (b) 為替リスクの管理

当会は、為替の変動リスクに関して、個別の通貨ごとに管理しています。

## (c) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む投資商品の保有については、理事会の監督の下、余裕金運用規程に従って行っています。

運用にあたっては、運用限度額を設定し、事前審査のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っています。

管理部で保有している外部出資の多くは、業務上事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

## (d) デリバティブ取引

デリバティブ取引に関しては、取引の執行、ヘッジ有効性の評価、事務管理に関する部門をそれぞれ分離し、内部けん制を確立するとともに、デリバティブ取引に関する内規類（金利スワップ取引運用管理内規、店頭オプション取引運用管理内規等）に基づき、実施しています。

## (e) 市場リスクにかかる定量的情報

当会で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当会において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主な金融商品は、「預け金」、「貸出金」、「有価証券」のその他有価証券に分類される債券、「貯金」、「デリバティブ取引」のうちの金利スワップ取引です。

当会では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当年度末現在、指標となる金利が0.10%上昇したものと想定した場合には、経済価値が2,093百万円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提とし、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

## c 資金調達にかかる流動性リスクの管理

当会は、リスク管理規程によって、流動性リスクを管理しています。

## ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なる場合もあります。

## (2) 金融商品の時価等に関する事項

## ① 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、時価の把握が困難なものについては、次表には含めず③に記載しています。



(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
預け金	827,911	827,950	39
金銭の信託	62,820	62,820	-
その他の金銭の信託	62,820	62,820	-
有価証券	903,700	903,700	-
その他有価証券	903,700	903,700	-
貸出金	43,726		
貸倒引当金	△ 222		
貸倒引当金控除後	43,503	43,680	176
資産計	1,837,935	1,838,151	215
貯金	1,691,048	1,691,135	86
債券貸借取引受入担保金	46,316	46,316	-
負債計	1,737,364	1,737,451	86
デリバティブ取引			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(6,341)	(6,341)	-
デリバティブ取引計	(6,341)	(6,341)	-

- (注) 1. 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。  
2. デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示し、合計で正味の債務となる項目については、( ) で表示しています。

## ② 金融商品の時価の算定方法

## 【資産】

## a 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預け金については、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b 金銭の信託

信託財産を構成している有価証券の時価は、下記 c と同様の方法、また株式は取引所の価格により算定しています。

## c 有価証券

債券は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格により算定しています。また、投資信託については、公表されている基準価格または取引金融機関等から提示された基準価額により算定しています。

## d 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異ならない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引き、貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞債権・期限の利益を喪失した債権等について帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

## 【負債】

## a 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。また、定期性貯金の時価は、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである円 Libor・スワップレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

## b 債券貸借取引受入担保金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

## 【デリバティブ取引】

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利スワップ等）であり、割引現在価値により算出した価額により評価しています。

- ③ 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

	貸借対照表計上額
有価証券	22 百万円
外部出資	100,267 百万円
合計	100,289 百万円



- (注) 1. 有価証券は非上場株式です。  
 2. 外部出資のうち、市場価格のある株式以外のものについては、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。  
 3. 外部出資等損失引当金として△1,114百万円を計上しています。

## ④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預け金	827,911	-	-	-	-	-
有価証券						
その他有価証券のうち満期があるもの	80,577	75,483	66,616	86,129	35,099	501,729
貸出金	5,770	2,346	1,263	979	937	32,379
合計	914,259	77,830	67,879	87,109	36,036	534,109

- (注) 1. 貸出金のうち、当座貸越（融資型を除く）2,613百万円については「1年以内」に含めています。また、期限のない劣後特約付貸出金28,924百万円については「5年超」に含めています。  
 2. 貸出金のうち、3か月以上延滞債権・期限の利益を喪失した債権等50百万円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

## ⑤ その他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金	1,689,547	630	-	100	770	-
債券貸借取引受入担保金	46,316	-	-	-	-	-
合計	1,735,863	630	-	100	770	-

- (注) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

## 5 有価証券に関する事項

- (1) 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりです。

## ① 売買目的有価証券

該当ありません。

## ② 満期保有目的の債券

該当ありません。

## ③ その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	種 類	貸借対照表計上額	取得原価	差 額	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	債券	国債	418,226	406,428	11,797
		地方債	8,668	8,444	223
		社債	6,043	5,903	140
		その他	44,420	39,760	4,659
	その他		273,867	241,556	32,311
	小計	751,226	702,093	49,133	
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	債券	社債	5,861	6,000	△139
		その他	13,219	14,000	△780
	その他		133,393	138,701	△5,308
	小計	152,473	158,701	△6,227	
合計		903,700	860,795	42,905	

- (注) 上記差額合計から繰延税金負債11,867百万円を差し引いた金額31,037百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

- (2) 当年度中に売却した満期保有目的の債券は、該当ありません。

(3) 当年度中に売却したその他有価証券は次のとおりです。

	売却額	売却益	売却損
債券	113,062 百万円	1,661 百万円	427 百万円
その他	8,037 百万円	1,625 百万円	317 百万円
合計	121,100 百万円	3,287 百万円	745 百万円

## 6 金銭の信託に関する事項

金銭の信託の保有目的区分別の内訳は次のとおりです。

- ① 運用目的の金銭の信託  
該当ありません。
- ② 満期保有目的の金銭の信託  
該当ありません。
- ③ その他の金銭の信託

	貸借対照表計上額	取得原価	差額	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの
その他の金銭の信託	62,820 百万円	59,346 百万円	3,474 百万円	5,443 百万円	△ 1,969 百万円

(注) 1. 上記差額合計に繰延税金負債 960 百万円を差し引いた金額 2,513 百万円が「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

## 7 退職給付に関する事項

### (1) 退職給付

#### ① 採用している退職給付制度の概要

当会では、確定給付型の制度として、退職一時金制度（非積立型制度ですが、一部に特定退職金共済制度を採用していることにより、積立金制度に区分して記載しています）を設けています。退職一時金制度では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。また、この制度に加え、退職給付の一部にあてるため全共連との契約に基づく退職金共済制度、および全国農林漁業団体共済会との契約に基づく退職金共済制度を採用しています。

当会が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しています。

#### ② 確定給付制度

##### a 退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付引当金	17 百万円
退職給付費用	23 百万円
退職給付の支払額	△ 0 百万円
制度への拠出額	△ 24 百万円
期末における退職給付引当金	16 百万円

##### b 退職給付債務および年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

積立型制度の退職給付債務	247 百万円
年金資産（全国農林漁業団体共済会への積立金を含む。）	△ 231 百万円
	16 百万円
非積立型制度の退職給付債務	- 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16 百万円

退職給付引当金	16 百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	16 百万円

##### c 退職給付に関連する損益

簡便法で計算した退職給付費用	23 百万円
----------------	--------

(2) 人件費には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第 57 条の規定に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用にあてるため拠出した特例業務負担金を含めて計上しています。

なお、当年度において存続組合に対して拠出した特例業務負担金の額は、5 百万円となっています。

また、存続組合より示された令和 2 年 3 月現在における令和 14 年 3 月までの特例業務負担金の将来見込額は、63 百万円となっています。

## 8 税効果会計に関する事項

## (1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内訳等

繰延税金資産	
貸倒引当金超過額	20 百万円
賞与引当金超過額	5 百万円
退職給付引当金超過額	4 百万円
役員退職慰労引当金超過額	11 百万円
相互援助積立金超過額	541 百万円
外部出資等損失引当金超過額	308 百万円
未払事業税	38 百万円
その他	53 百万円
繰延税金資産小計	983 百万円
評価性引当額	△ 877 百万円
繰延税金資産合計 (A)	106 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△ 12,828 百万円
繰延税金負債合計 (B)	△ 12,828 百万円
繰延税金負債の純額 (A) + (B)	△ 12,721 百万円

## (2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因

法定実効税率	27.66%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.03%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 5.33%
事業分量配当金	△ 13.50%
住民税均等割等	0.07%
評価性引当額の増減	0.76%
その他	0.74%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.43%

## 9 キャッシュ・フロー計算書に関する事項

キャッシュ・フロー計算書における資金（現金および現金同等物）の範囲は、貸借対照表上の「現金」ならびに「預け金」中の普通預け金および通知預け金です。

なお、「現金」および「預け金」の期末残高の内訳は、次のとおりです。

現金	595 百万円
預け金	
系統普通預け金	17,704 百万円
系統通知預け金	- 百万円
系統外当座預け金	- 百万円
系統外普通預け金	0 百万円

## 確 認 書

私は令和2年4月1日から令和3年3月31日までの事業年度のディスクロージャー誌に掲載した内容のうち、財務諸表に関する全ての重要な点において関係諸法令に準拠して適正に表示していることを確認しました。

当該確認を行うにあたり、財務諸表を適正に作成する以下の体制を整備し、有効に機能していることを確認しました。

- ・業務分掌と所管部署を明確化し、各部署が適切に業務を遂行する体制を整備しております。
- ・業務の実施部署から独立した監査室が内部管理体制の適切性、有効性を検証しており、重要な事項については監査室から理事会等に適切に報告しております。
- ・重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議、報告しております。

令和3年6月29日

香川県信用農業協同組合連合会  
代表理事理事長 岡山 勝

(注) 財務諸表とは、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書、注記表（およびキャッシュ・フロー計算書）を指しています。

## 会計監査人の監査

令和元年度および令和2年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

## ■貯金

### 科目別・貯金者区分別貯金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減	
	金 額	構成比	金 額	構成比		
流動性貯金	当座貯金	3,061	0.18	4,077	0.24	1,016
	うち決済用貯金	670	0.04	661	0.04	△ 9
	普通貯金	1,508	0.10	2,069	0.12	560
	うち決済用貯金	741	0.04	1,235	0.07	493
	貯蓄貯金	0	0.00	0	0.00	-
	通知貯金	228	0.01	472	0.03	244
	別段貯金	373	0.02	365	0.02	△ 7
	うち決済用貯金	373	0.02	365	0.02	△ 7
	計	5,171	0.31	6,984	0.41	1,813
	うち決済用貯金	1,785	0.11	2,262	0.13	477
定期性貯金	定期貯金	1,685,877	99.69	1,700,565	99.59	14,688
	固定金利定期	1,685,877	99.69	1,700,565	99.59	14,688
	変動金利定期	-	-	-	-	-
	定期積金	-	-	-	-	-
	計	1,685,877	99.69	1,700,565	99.59	14,688
合 計		1,691,048	100.00	1,707,549	100.00	16,501
預り先	会員	1,688,552	99.85	1,704,382	99.81	15,829
	うち非営利法人	828	0.05	595	0.03	△ 233
	うち地方公共団体	220	0.01	20	0.00	△ 200
	会員以外	2,495	0.15	3,167	0.19	671
	金融機関	980	0.06	987	0.06	6
	その他	1,515	0.09	2,180	0.13	664

- (注) 1. 本表には、譲渡性貯金は含んでいません。  
 2. 固定金利定期とは、預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金です。  
 3. 変動金利定期とは、預入期間中の市場金利の変化に応じて利率が変動する定期貯金です。

### 科目別貯金平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和元年度		令和2年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
流動性貯金	9,250	0.54	11,607	0.67	2,356
定期性貯金	1,699,572	99.46	1,712,392	99.33	12,820
その他の貯金	-	-	-	-	-
計	1,708,823	100.00	1,724,000	100.00	15,176
譲渡性貯金	-	-	-	-	-
合 計	1,708,823	100.00	1,724,000	100.00	15,176

- (注) 1. 流動性貯金 = 当座貯金 + 普通貯金 (決済用貯金を含む。) + 貯蓄貯金 + 通知貯金 + 別段貯金  
 2. 定期性貯金 = 定期貯金 + 定期積金  
 3. その他の貯金 = 非居住者貯金



## ■貸出金

### 科目別・貸出先別貸出金残高

(単位：百万円、%)

区 分	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減		
	金 額	構成比	金 額	構成比			
手形貸付	-	-	-	-	-		
証書貸付	11,187	25.58	12,823	27.84	1,636		
当座貸越	3,615	8.27	4,020	8.72	404		
金融機関貸付	28,924	66.15	29,224	63.44	300		
割引手形	-	-	-	-	-		
合 計	43,726	100.00	46,067	100.00	2,341		
貸出先	会 員	総合農協	2,613	5.98	3,152	6.84	538
		その他農協・連合会	-	-	-	-	-
		会員の組合員	2,956	6.76	3,724	8.09	768
		准会員	-	-	-	-	-
		会員みなし	-	-	-	-	-
		計	5,569	12.74	6,876	14.93	1,307
	員 外	地方公共団体	3,332	7.62	2,532	5.50	△ 800
		金融機関	28,924	66.15	28,924	62.78	0
		その他	5,900	13.49	7,735	16.79	1,834
		計	38,156	87.26	39,191	85.07	1,034

### 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円、%)

科 目	令和元年度		令和2年度		増 減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付	3	0.01	2	0.01	△ 1
証書貸付	10,573	24.82	11,417	26.10	843
当座貸越	3,099	7.27	3,247	7.42	148
金融機関貸付	28,924	67.90	29,072	66.47	148
割引手形	-	-	-	-	-
合 計	42,601	100.00	43,740	100.00	1,139

### 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円、%)

金利条件	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
固定金利貸付金	10,255	23.45	11,775	25.56	1,520
変動金利貸付金	33,471	76.55	34,292	74.44	821
合 計	43,726	100.00	46,067	100.00	2,341

## 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

担 保	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金等	2,613	5.98	2,852	6.19	238
有価証券	-	-	-	-	-
動産	-	-	-	-	-
不動産	901	2.06	860	1.87	△ 40
その他担保物	-	-	-	-	-
計	3,514	8.04	3,712	8.06	198
農業信用基金協会保証	-	-	-	-	-
その他保証	-	-	-	-	-
計	-	-	-	-	-
信用	40,211	91.96	42,355	91.94	2,143
合 計	43,726	100.00	46,067	100.00	2,341

## 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円、%)

使 途	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
設備資金	2,714	6.21	2,951	6.41	236
運転資金	41,012	93.79	43,116	93.59	2,104
合 計	43,726	100.00	46,067	100.00	2,341

## 貸出金の業種別残高

(単位：百万円、%)

業 種	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
農業	1,846	4.22	2,140	4.64	293
林業	-	-	-	-	-
水産業	-	-	-	-	-
製造業	1,602	3.67	2,597	5.64	995
鉱業	-	-	-	-	-
建設業	30	0.07	30	0.06	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-
運輸・通信業	983	2.25	915	1.98	△ 67
卸売・小売業、飲食業	741	1.69	756	1.65	15
金融・保険業	32,260	73.78	32,876	71.37	615
不動産業	691	1.58	599	1.30	△ 92
サービス業	1,460	3.34	2,906	6.31	1,445
地方公共団体・公社等	3,332	7.62	2,532	5.50	△ 800
その他	778	1.78	713	1.55	△ 65
合 計	43,726	100.00	46,067	100.00	2,341

## 債務保証見返の担保別内訳残高

(単位：百万円、%)

担 保	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減
	残 高	構成比	残 高	構成比	
貯金等	－	－	－	－	－
有価証券	－	－	－	－	－
動産	－	－	－	－	－
不動産	19	27.94	24	28.92	5
その他担保物	－	－	－	－	－
計	19	27.94	24	28.92	5
保証	19	27.94	25	30.12	6
信用	30	44.12	34	40.96	4
計	49	72.06	59	71.08	10
合 計	68	100.00	83	100.00	15

## 主要な農業関係の貸出金残高

### 【営農類型別】

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
農業	1,846	2,140	294
穀作	176	169	△7
野菜・園芸	54	70	16
果樹・樹園農業	41	36	△5
工芸作物	-	-	-
養豚・肉牛・酪農	1,324	1,360	36
養鶏・養卵	250	505	255
養蚕	-	-	-
その他農業	-	-	-
農業関連団体等	2,613	3,152	539
合 計	4,459	5,292	833

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に係る事業に必要な資金等が該当します。  
 なお、「貸出金の業種別残高」の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。  
 2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。  
 3. 「農業関連団体等」には、JAや全農（経済連）とその子会社等が含まれています。

### 【資金種類別】

#### (貸出金)

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
プロパー資金	4,459	5,292	833
農業制度資金	-	-	-
農業近代化資金	-	-	-
その他制度資金	-	-	-
合 計	4,459	5,292	833

- (注) 1. プロパー資金とは、当会原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。  
 2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことで当会が低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。  
 3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパーS資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

### (受託貸付金)

(単位：百万円)

種 類	令和元年度	令和2年度	増 減
日本政策金融公庫資金	1,106	1,306	200
その他	-	-	-
合 計	1,106	1,306	200

- (注) 日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）にかかる資金をいいます。

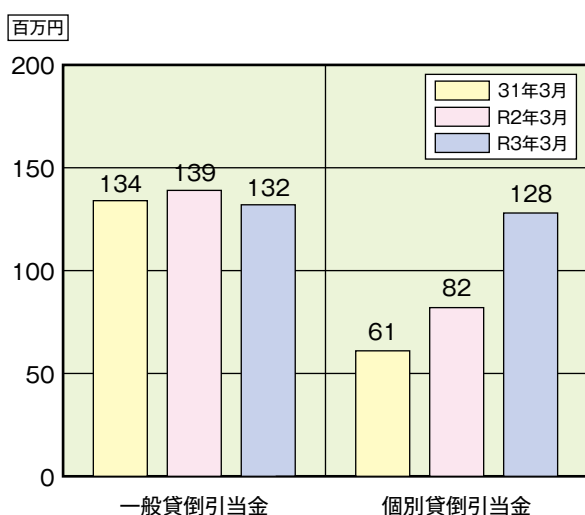
## 貸倒引当金の内訳、貸出金償却額

(単位:百万円)

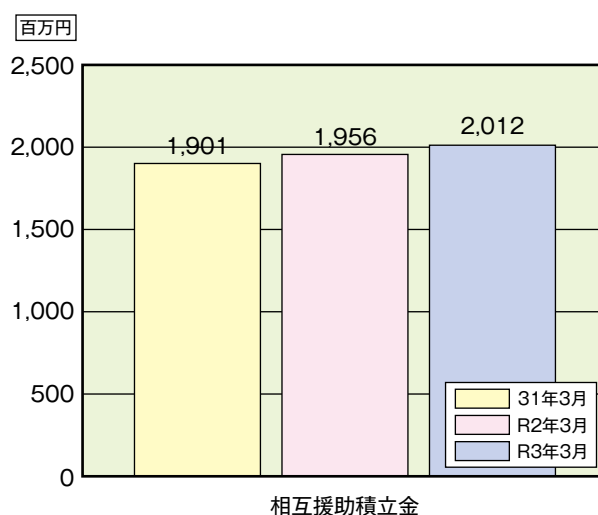
区 分	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他	
〔令和元年度〕					
一般貸倒引当金	134	139	-	134	139
個別貸倒引当金	61	82	-	61	82
貸倒引当金合計	195	222	-	195	222
相互援助積立金	1,901	54	-	-	1,956
外部出資等損失引当金	1,026	1,114	-	1,026	1,114
貸出金償却額	-	-	-	-	-
〔令和2年度〕					
一般貸倒引当金	139	132	-	139	132
個別貸倒引当金	82	128	-	82	128
貸倒引当金合計	222	261	-	222	261
相互援助積立金	1,956	55	-	-	2,012
外部出資等損失引当金	1,114	1,252	-	1,114	1,252
貸出金償却額	-	-	-	-	-

(注) 相互援助積立金は、JAバンク支援制度に基づく積立金です。

貸倒引当金の残高推移



相互援助積立金の残高推移



## リスク管理債権の残高

(単位:百万円)

区 分	令和2年3月末	令和3年3月末	増 減
破綻先債権額	33	32	△1
延滞債権額	547	546	△0
3か月以上延滞債権額	-	-	-
貸出条件緩和債権額	-	-	-
合 計	581	578	△2
うち担保・保証付債権	492	439	△52
うち個別貸倒引当金	82	128	45
担保・保証付債権、 個別貸倒引当金控除後	6	10	4



## (注) 1. 破綻先債権

元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分は除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由または同項第4号に規定する事由が生じている貸出金です。

## ○法人税法施行令第96条第1項第3号

イ：会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立て

ロ：民事再生法の規定による再生手続開始の申立て

ハ：破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て

ニ：会社法の規定による特別清算開始の申立て

ホ：イからニまでに掲げる事由に準ずるものとして財務省令で定める事由

## ○法人税法施行令第96条第1項第4号

外国の政府、中央銀行又は地方公共団体に対する個別評価金銭債権につき、これらの者の長期にわたる債務の履行遅滞によりその経済的な価値が著しく減少し、かつ、その弁済を受けることが著しく困難であると認められる事由

## 2. 延滞債権

未収利息不計上貸出金であって、上記1.に掲げるものおよび債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予したものの以外の貸出金です。

## 3. 3か月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上遅延している貸出金（上記1.2.に掲げるものを除く。）です。

## 4. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（上記1.2.および3.に掲げるものを除く。）です。

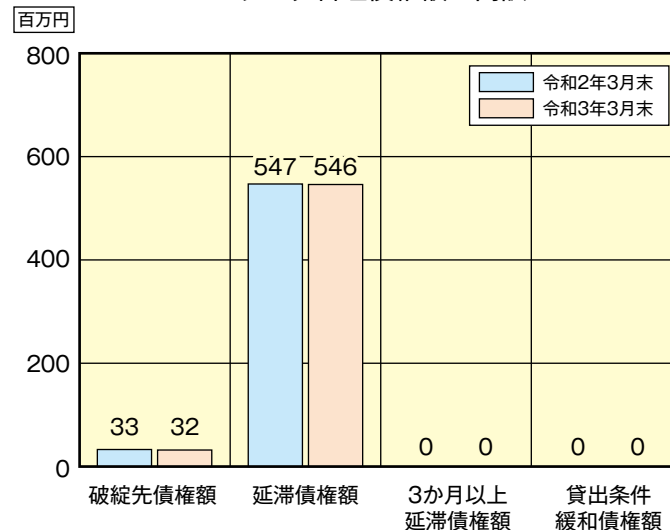
## 5. 担保・保証付債権は、リスク管理債権のうち貯金・定期積金、有価証券および不動産担保等の確実な担保付の貸出金ならびに農業信用基金協会等確実な保証先による保証付貸出金です。

なお、不動産の確実な担保額は、不動産鑑定士等による客観性のある評価による時価をもとに、さらに処分可能性を十分考慮した回収可能見込額です。

## 6. 個別貸倒引当金は、自己査定に基づく回収不能見込額に対して内部規定に基づき引き当てている（間接償却）額です。

## 7. 担保・保証付債権、個別貸倒引当金控除後は、リスク管理債権合計から担保・保証付債権および個別貸倒引当金を控除した貸出金残高です。

リスク管理債権額の内訳



## ■金融再生法開示債権区分に基づく保全状況

(単位：百万円)

債権区分	債権額	保 全 額			
		担 保	保 証	引 当	合 計
〔令和元年度〕					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	50	17	-	33	50
危険債権	530	475	-	49	524
要管理債権	-	-	-	-	-
小 計	581	492	-	82	574
正常債権	43,226				
合 計	43,807				
〔令和2年度〕					
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	38	6	0	31	38
危険債権	540	433	-	97	530
要管理債権	-	-	-	-	-
小 計	578	439	0	128	568
正常債権	45,583				
合 計	46,162				

(注) 上記の債権区分は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、債務者の財政状態および経営成績等を基礎として、次のとおり区分したものです。なお、当会は同法の対象とはなっていませんが、参考として同法の定める基準に従い債権額を掲載しております。

- 破産更生債権およびこれらに準ずる債権  
破産手続開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権(総与信)およびこれらに準ずる債権をいいます。
- 危険債権  
債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権(総与信)をいいます。
- 要管理債権  
3か月以上延滞債権で上記1.および2.に該当しないものおよび貸出条件緩和債権をいいます。
- 正常債権  
債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして、上記1.から3.までに掲げる債権以外のものに区分される債権(総与信)をいいます。
- 担保  
自己査定における優良担保・一般担保の処分可能見込額です。
- 保証  
自己査定における優良保証の額です。
- 引当  
破産更生債権およびこれらに準ずる債権および危険債権については、自己査定における個別貸倒引当金額です。要管理債権については、要管理先の引当額を要管理債権額に合理的に配分したうえでの引当額です。

## ■元本補てん契約のある信託に係る貸出金のリスク管理債権の状況

該当する取引はありません。

## ■有価証券

### 保有有価証券の残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和2年3月末		令和3年3月末		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国債 (うち運用信託額)	418,226 ( - )	46.28	374,170 ( - )	40.92	△ 44,055 ( - )
地方債	8,668	0.96	8,633	0.95	△ 35
金融債	-	-	-	-	-
社債	11,904	1.32	8,406	0.92	△ 3,498
株式	22	0.00	22	0.00	0
外国証券	57,639	6.38	57,545	6.29	△ 93
その他の証券	407,261	45.06	465,546	50.92	58,284
合 計	903,722	100.00	914,324	100.00	10,602

### 保有有価証券の平均残高

(単位：百万円、%)

種 類	令和元年度		令和2年度		増 減
	金 額	構成比	金 額	構成比	
国債	410,940	49.57	375,040	43.69	△ 35,900
地方債	8,453	1.02	8,444	0.99	△ 8
金融債	-	-	-	-	-
社債	12,675	1.53	10,247	1.19	△ 2,428
株式	22	0.00	22	0.00	0
外国証券	63,762	7.69	53,760	6.26	△ 10,001
その他の証券	333,103	40.19	410,908	47.87	77,805
合 計	828,956	100.00	858,423	100.00	29,466

### 商品有価証券の平均残高

該当ありません。

## 保有有価証券の残存期間別残高

(単位:百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の 定め ないもの	合 計
〔令和2年3月末〕								
国債	75,000	124,300	72,500	33,000	－	102,000	－	406,800
地方債	－	－	4,000	4,450	－	－	－	8,450
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	3,500	4,400	1,000	－	－	3,000	－	11,900
株式	－	－	－	－	－	－	22	22
外国証券	－	4,829	10,066	20,514	9,441	10,000	－	54,852
その他の証券	2,077	8,571	33,662	46,438	245,933	26,951	43,626	407,261
〔令和3年3月末〕								
国債	67,500	117,800	44,500	－	2,000	135,000	－	366,800
地方債	－	－	8,450	－	－	－	－	8,450
金融債	－	－	－	－	－	－	－	－
社債	1,400	3,000	1,000	－	－	3,000	－	8,400
株式	－	－	－	－	－	－	22	22
外国証券	2,000	11,901	12,178	13,122	6,321	10,000	－	55,523
その他の証券	2,837	12,219	43,230	48,764	221,214	81,019	56,260	465,546

- (注) 1. 本表記載の有価証券の残高は、期末日における元本(額面)ベースでの償還予定額を記載したものです。
2. 株式、その他の証券については、期末日における時価としています。
3. 外国証券のうち外貨建のものについては、外貨額面に期末為替レートを乗じた額としています。

## ■有価証券の時価情報

### 売買目的有価証券

該当する事項はありません。

### 満期保有目的の債券

該当する事項はありません。

### その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	令和元年度			令和2年度		
		貸借対照表 計上額	取得原価	差 額	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えるもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券						
	国債	418,226	406,428	11,797	356,132	347,965	8,167
	地方債	8,668	8,444	223	8,633	8,445	187
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	6,043	5,903	140	6,492	6,402	90
	その他						
	外国証券	44,420	39,760	4,659	51,811	47,704	4,106
	その他の証券	273,867	241,556	32,311	245,993	213,015	32,978
	小 計	751,226	702,093	49,133	669,062	623,532	45,529
貸借対照表計上 額が取得原価を 超えないもの	株式	-	-	-	-	-	-
	債券						
	国債	-	-	-	18,038	18,204	△ 166
	地方債	-	-	-	-	-	-
	短期社債	-	-	-	-	-	-
	社債	5,861	6,000	△ 139	1,914	2,000	△ 86
	その他						
	外国証券	13,219	14,000	△ 780	5,734	6,000	△ 265
	その他の証券	133,393	138,701	△ 5,308	219,552	232,643	△ 13,090
	小 計	152,473	158,701	△ 6,227	245,239	258,848	△ 13,609
合 計	903,700	860,795	42,905	914,302	882,381	31,920	

## ■金銭の信託の時価情報

### 運用目的の金銭の信託

該当する事項はありません。

### 満期保有目的の金銭の信託

該当する事項はありません。

### その他の金銭の信託

(単位：百万円)

	令和元年度					令和2年度				
	貸借 対照表 計上額	取得 原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの	貸借 対照表 計上額	取得 原価	差額	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え るもの	うち貸借対照 表計上額が取 得原価を超え ないもの
その 他の 金銭 の信託	62,820	59,346	3,474	5,443	△ 1,969	63,956	59,578	4,377	4,971	△ 594

(注) 「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの」「うち貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの」は、それぞれ「差額」の内訳です。

## ■デリバティブ取引等

(デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券店頭デリバティブ取引)

### 金利関連取引

(単位：百万円)

区 分			令和2年3月末			令和3年3月末		
			契約額等	時 価	評価損益	契約額等	時 価	評価損益
取引所	金利先物	売 建	-	-	-	-	-	-
		買 建	-	-	-	-	-	-
	金利オプション	売 建	-	-	-	-	-	-
		買 建	-	-	-	-	-	-
店頭	金利スワップ	受取固定 支払変動	-	-	-	-	-	-
		受取変動 支払固定	101,000	△ 6,341	△ 6,341	101,000	△ 3,933	△ 3,933
	金利オプション	売 建	-	-	-	-	-	-
		買 建	-	-	-	-	-	-
合 計			101,000	△ 6,341	△ 6,341	101,000	△ 3,933	△ 3,933

### 通貨関連取引

該当する取引はありません。

### 株式関連取引

該当する取引はありません。

### 債券関連取引

該当する取引はありません。



## ■ 受託業務・為替業務

### 受託貸付金残高

(単位：百万円)

受託先	令和2年3月末	令和3年3月末
(株) 日本政策金融公庫	1,181	1,370
(独) 住宅金融支援機構	1,273	974
(独) 福祉医療機構	11	7
合計	2,465	2,352

### 内国為替の取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和元年度	令和2年度
送金・振込	仕 向	件数	184,679
		金額	466,616
	被仕向	件数	29,351
		金額	488,247
代金取立	仕 向	件数	15
		金額	22
	被仕向	件数	41
		金額	910
雑為替	仕 向	件数	564
		金額	16,557
	被仕向	件数	1,017
		金額	7,776

### 公共債の窓口販売実績

該当する取引はありません

### 外貨建資産残高

(単位：百万円)

	令和2年3月末	令和3年3月末
資産残高	42,378	41,686

## ■ 損益の状況

### 利益総括表

(単位：百万円、%)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
資金運用収益	17,123	11,860	△ 5,263
資金調達費用	11,960	11,690	△ 270
金銭の信託運用見合費用	390	385	△ 4
資金運用収支	5,554	556	△ 4,998
役務取引等収益	75	74	△ 0
役務取引等費用	72	73	0
役務取引等収支	3	1	△ 1
その他事業収益	3,678	4,229	551
その他事業費用	3,572	1,894	△ 1,677
その他事業収支	105	2,334	2,228
事業粗利益	5,663	2,892	△ 2,770
事業粗利益率	0.33	0.17	△ 0.16

- (注) 1. 資金運用収支 = 資金運用収益 - (資金調達費用 - 金銭の信託運用見合費用)  
 2. 事業粗利益率 = 事業粗利益 ÷ 資金運用勘定平均残高 × 100

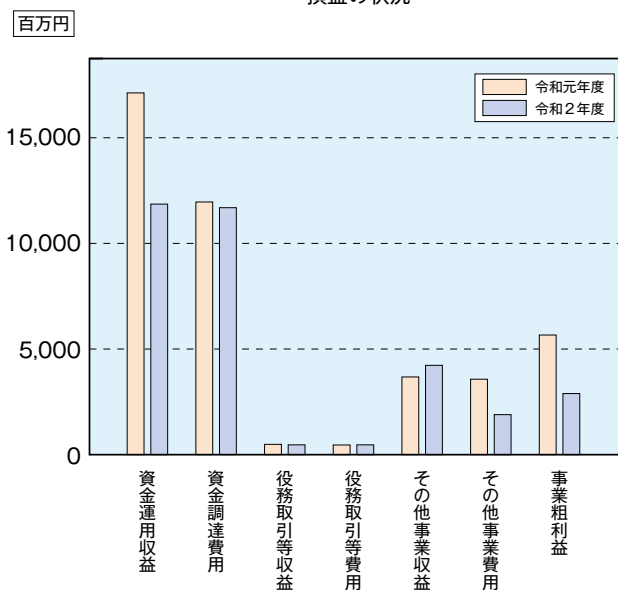
### 事業純益

(単位：百万円)

	令和元年度	令和2年度	増 減
事業純益		1,668	
実質事業純益		1,668	
コア事業純益		2,263	
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く)		4,042	

- (注) 1. 事業純益 = 事業収益 - (事業費用 - 金銭の信託運用見合費用) - 一般貸倒引当金純繰入額  
 2. 実質事業純益 = 事業純益 + 一般貸倒引当金純繰入額  
 3. コア事業純益 = 実質事業純益 - 国債等債券関係損益  
 国債等債券関係損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。  
 4. 農協法施行規則の改正を受け、令和2年度分より開示することとなったため、令和2年度分のみを開示しています。

損益の状況



## 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和元年度増減額	令和2年度増減額
うち貸出金	△ 822	△ 3
うち預け金	△ 754	△ 579
うちコールローン	-	-
うち有価証券	652	△ 4,680
受取利息	△ 924	△ 5,263
うち貯金	△ 40	△ 271
うち譲渡性貯金	-	-
支払利息	△ 78	△ 265
差引増減額	△ 845	△ 4,998

- (注) 1. 増減額は前年度対比です。  
 2. 受取利息の「預け金」には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。  
 3. 支払利息の「貯金」には、支払奨励金が含まれています。  
 4. 支払利息計の増減額は金銭の信託運用見合費用控除後の支払利息額の増減額です。

## 役務取引の状況

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
代理業務	8	7	△ 0
為替業務	65	65	0
その他	1	1	△ 0
役務取引等収益	75	74	△ 0
代理業務	4	4	△ 0
為替業務	38	39	1
その他	28	28	△ 0
役務取引等費用	72	73	0

## その他事業収支の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
国債等債券売却益	1,661	817	△ 844
国債等債券償還益	-	-	-
その他の事業収益	2,016	3,412	1,396
その他事業収益	3,678	4,229	551
国債等債券売却損	427	1,412	984
国債等債券償還損	-	-	-
その他の事業費用	3,144	481	△ 2,662
その他事業費用	3,572	1,894	△ 1,677

## 経費の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
役員報酬	58	57	△ 1
給料手当	330	326	△ 4
うち賞与等引当金繰入額	20	20	0
福利厚生費	66	67	1
退職給付費用	23	23	0
役員退職慰労金	-	0	0
役員退職慰労引当金繰入	8	7	△ 0
人件費	487	483	△ 4
事業推進費	336	285	△ 51
債権管理費	2	2	0
旅費・交通費	10	1	△ 8
業務費	165	155	△ 10
負担金	114	102	△ 12
施設費	187	187	0
雑費	6	1	△ 4
物件費	822	736	△ 86
税金	6	4	△ 1
合 計	1,316	1,224	△ 92

## ■ 諸指標・利回り

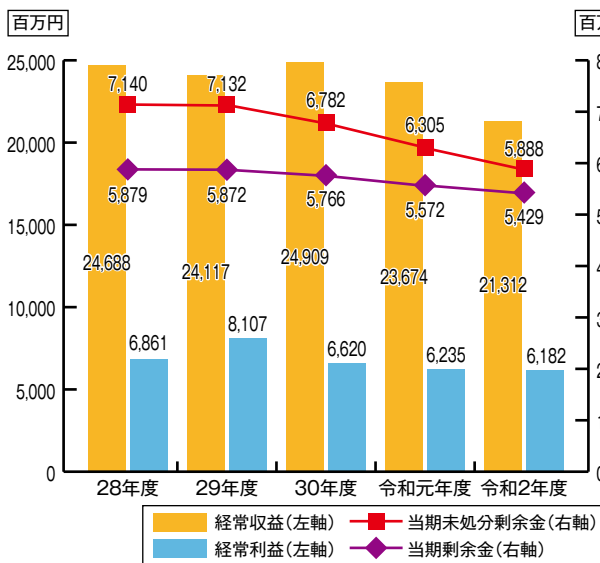
### 最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：百万円、口、人、%)

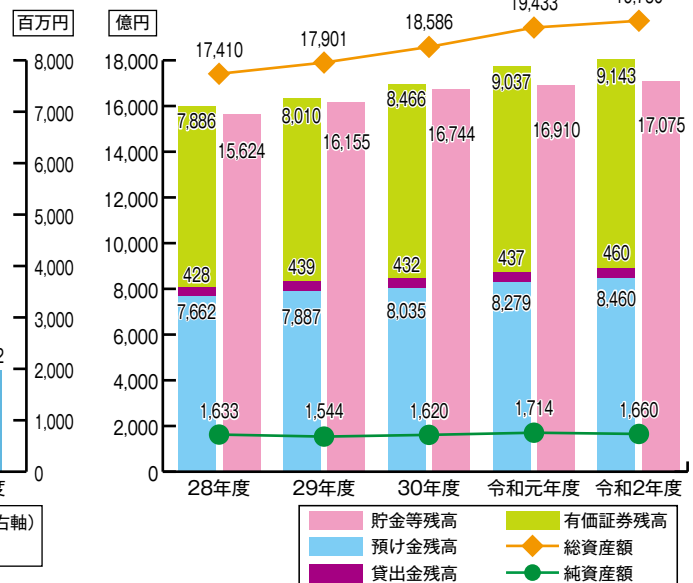
区 分		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
利 益	経常収益	24,688	24,117	24,909	23,674	21,312
	経常利益	6,861	8,107	6,620	6,235	6,182
	当期末処分剰余金 (当期剰余金)	7,140 (5,879)	7,132 (5,872)	6,782 (5,766)	6,305 (5,572)	5,888 (5,429)
	貯金等残高	1,562,405	1,615,592	1,674,481	1,691,048	1,707,549
残 高	預け金残高	766,282	788,754	803,506	827,911	846,092
	貸出金残高	42,889	43,941	43,253	43,726	46,067
	有価証券残高	788,664	801,026	846,652	903,722	914,324
	総資産額	1,741,021	1,790,114	1,858,683	1,943,349	1,973,035
	純資産額	163,304	154,444	162,069	171,499	166,030
	出資金 (出資口数)	26,419 (264,193)	27,537 (275,376)	28,418 (284,181)	28,418 (284,181)	28,418 (284,181)
	配 当	剰余金配当金額	3,479	3,756	3,729	3,606
	出資配当の額	522	708	563	568	568
	事業分量配当の額	2,956	3,047	3,165	3,037	2,966
職員数		62	65	66	61	63
単体自己資本比率		25.19	24.93	21.87	21.90	24.58

- (注) 1. 残高計数は、期末日現在のものです。  
 2. 貯金等残高には、譲渡性貯金を含んでいます。  
 3. 総資産額には、債務保証見返は含んでいません。  
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農林水産省告示第2号)に基づき算出しています。

利益推移表



残高推移表





## 利益率

(単位：%)

区 分	令和元年度	令和2年度	増 減
総資産経常利益率	0.33	0.33	-
純資産経常利益率	4.49	4.31	△ 0.18
総資産当期純利益率	0.30	0.29	△ 0.01
純資産当期純利益率	4.02	3.78	△ 0.24

(注)

- 総資産経常〔当期純〕利益率 =  $\frac{\text{経常〔当期純〕利益}}{\text{総資産（除く債務保証見返）平均残高}} \times 100$
- 純資産経常〔当期純〕利益率 =  $\frac{\text{経常〔当期純〕利益}}{\text{純資産勘定平均残高}} \times 100$

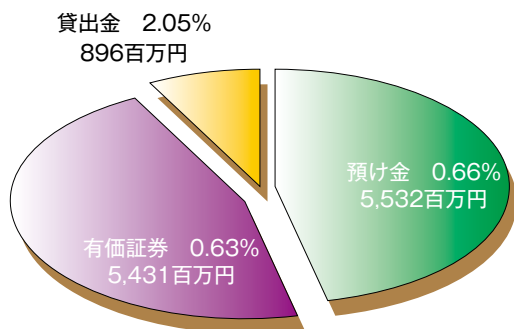
## 資金運用・調達勘定平均残高、利息、利回り

(単位：百万円、%)

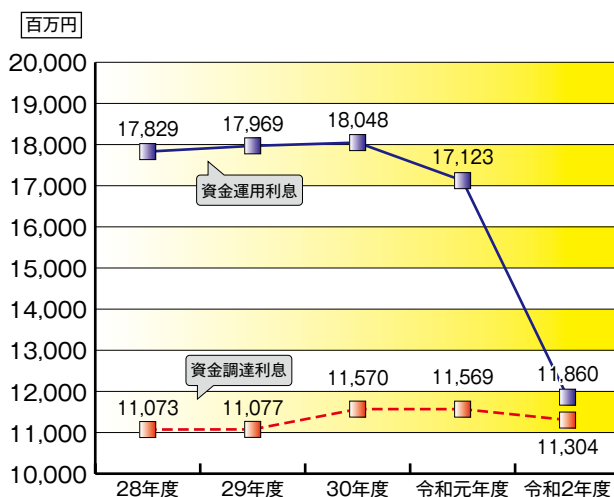
区 分	令和元年度			令和2年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	1,706,959	17,123	1.00	1,739,262	11,860	0.68
うち預け金	835,401	6,111	0.73	837,098	5,532	0.66
うち有価証券	828,956	10,112	1.22	858,423	5,431	0.63
うち貸出金	42,601	899	2.11	43,740	896	2.05
資金調達勘定	1,667,987	11,569	0.69	1,695,451	11,304	0.67
うち貯金	1,708,823	11,959	0.70	1,724,000	11,688	0.68
うち借入金	4,838	-	-	6,099	-	-
資金運用利回り			1.00			0.68
資金調達原価率			0.77			0.74
うち貯金原価率			0.78			0.75
総資金利ざや			0.23			△ 0.06

- (注)
- 資金調達勘定の「うち貯金」には、譲渡性貯金を含んでいます。
  - 総資金利ざや = 資金運用利回り - 資金調達原価率
  - 資金運用勘定の「うち預け金」の利息には、受取奨励金および受取特別配当金が含まれています。
  - 資金調達勘定の「うち貯金」の利息には、支払奨励金が含まれています。
  - 資金調達勘定計の平均残高および利息は金銭の信託運用見合額および金銭の信託運用見合費用を控除しています。

資金運用利息と利回り（令和2年度）



資金運用利息と資金調達利息の推移



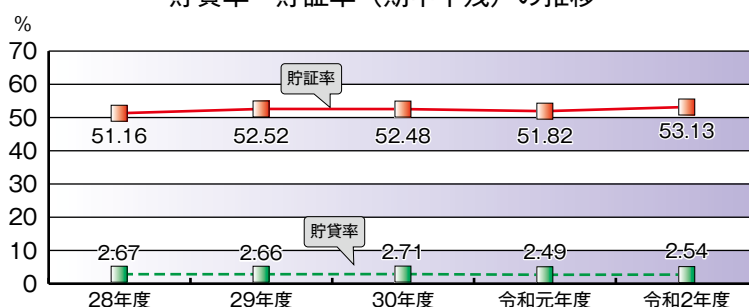
## 経営諸指標

(単位：％、百万円)

区 分		令和元年度	令和2年度	増 減
貯貸率	期末	2.59	2.70	0.11
	期中平残	2.49	2.54	0.05
貯証率	期末	57.16	57.29	0.13
	期中平残	51.82	53.13	1.31
常勤役職員1人当り貯金残高		24,765	25,352	587
常勤役職員1人当り貸出金残高		617	643	26

- (注) 1. 貯金残高には、譲渡性貯金を含んでいます。  
 2. 貸出金には、コールローンを含んでいません。  
 3. 有価証券残高には、金銭の信託を含んでいます。  
 4. 常勤役職員1人当り貯金残高・貸出金残高は、平均残高に対する職員数（(期首+期末)÷2）により、算出しています。

貯貸率・貯証率（期中平残）の推移



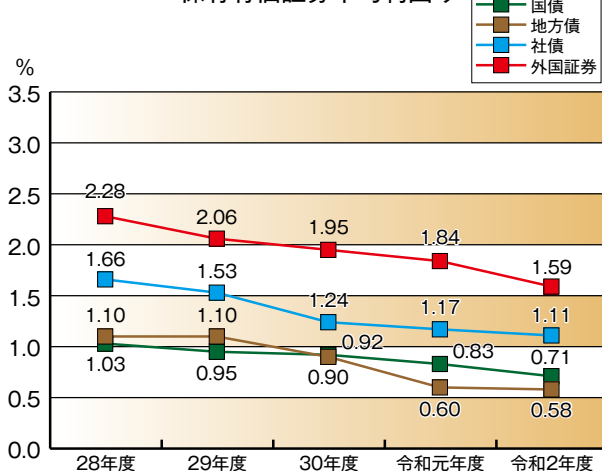
## 保有有価証券の利回り

(単位：％)

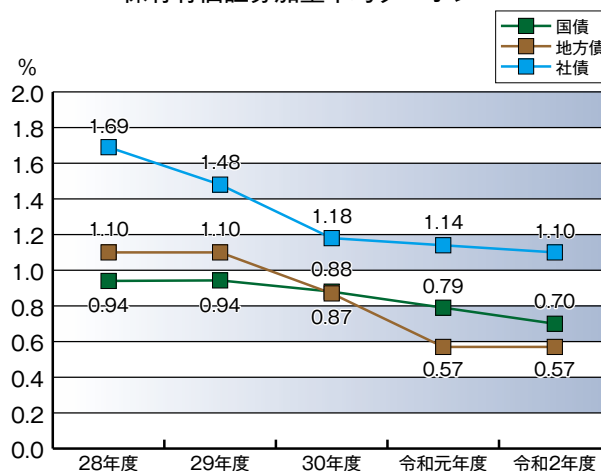
種 類	令和元年度		令和2年度	
	平均利回り	加重平均クーポン	平均利回り	加重平均クーポン
国債	0.83	0.79	0.71	0.70
地方債	0.60	0.57	0.58	0.57
社債	1.17	1.14	1.11	1.10
外国証券	1.84		1.59	
ドル建債	2.24	2.14	2.00	2.14
ユーロ円債	0.66	0.61	0.61	0.64

- (注) 1. 平均利回りは、売却損益を除く円貨ベースの年間運用利回りを示しています。  
 2. 加重平均クーポンは、年度末時点で算出しています。なお、外貨建外国証券については外貨ベースでの算出となっています。

保有有価証券平均利回り



保有有価証券加重平均クーポン



## ■自己資本の充実の状況（単体）

### 自己資本の状況

#### ◇自己資本比率の状況

当会では、多様化するリスクに対応するとともに、会員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保の増加に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和3年3月末における自己資本比率は、24.58%となりました。

#### ◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当会の自己資本は会員からの普通出資金により調達しています。

#### 普通出資金

項目	内容
発行主体	香川県信用農業協同組合連合会
資本調達手段の種類	普通出資金
コア資本に係る基礎項目に算入した額	284億円（前年度284億円）

当会では、将来的な信用リスクや金利リスクの増加に備え、安定的な自己資本比率の維持に努めています。

また、自己資本比率の算出にあたっては、「自己資本比率算出要項」および「自己資本比率算出事務処理要領」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出しています。また、これに基づき、当会における信用リスクやオペレーショナル・リスクに対応した十分な自己資本の維持に努めています。

## 自己資本の構成

(単位：百万円、%)

項目	2年度	元年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る会員資本の額	136,237	134,342
うち、出資金および資本準備金の額	28,418	28,418
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	111,354	109,531
うち、外部流出予定額 (△)	3,534	3,606
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	2,144	2,096
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	2,144	2,096
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	138,382	136,439
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産 (モーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものを除く。)の額の合計額	163	142
うち、のれんに係るものの額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライセンスに係るものの以外の額	163	142
繰延税金資産 (一時差異に係るものを除く。)の額	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	-	-
自己保有普通出資等 (純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-

特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	163	142
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	138,218	136,296
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	555,102	613,121
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 8,119	△ 8,872
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 8,119	△ 8,872
うち、上記以外に該当するものの額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	7,156	9,141
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	562,259	622,263
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	24.58%	21.90%

- (注) 1. 農協法第 11 条の 2 第 1 項第 1 号の規定に基づく組合の経営の健全性を判断するための基準に係る算式に基づき算出しています。なお、当会は国内基準を採用しています。
2. 当会は、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法を、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
- 基礎的手法とは、1 年間の粗利益に 0.15 を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。
- なお、1 年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出しています。



## 自己資本の充実度に関する事項

### 信用リスクに対する所要自己資本の額および区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット	令和2年度			令和元年度		
	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャー の期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金	284	-	-	595	-	-
我が国の中央政府および 中央銀行向け	369,811	-	-	410,652	-	-
外国の中央政府および 中央銀行向け	37,932	-	-	37,985	-	-
国際決済銀行等向け	-	-	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	10,987	-	-	11,786	-	-
外国の中央政府等以外 の公共部門向け	-	-	-	-	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関および第一種 金融商品取引業者向け	857,951	170,959	6,838	842,079	167,892	6,715
法人等向け	90,016	12,657	506	64,356	10,894	435
中小企業等向けおよび 個人向け	11	8	0	14	11	0
抵当権付住宅ローン	22	7	0	24	8	0
不動産取得等事業向け	69	69	2	109	109	4
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
取立未済手形	3	0	0	3	0	0
信用保証協会等による保証付	-	-	-	-	-	-
株式会社地域経済活性化 支援機構等による保証付	-	-	-	-	-	-
出資等	3,404	2,152	86	3,399	2,284	91
（うち出資等の エクスポージャー）	3,404	2,152	86	3,399	2,284	91
（うち重要な出資の エクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
上記以外	134,068	332,562	13,302	136,095	339,861	13,594
（うち他の金融機関等の対 象資本等調達手段のうち対 象普通出資等およびその他 外部TLAC関連調達手段 に該当するもの以外のもの に係るエクスポージャー）	6,413	16,032	641	9,922	24,806	992
（うち農林中央金庫の 対象資本調達手段に 係るエクスポージャー）	125,816	314,541	12,581	125,816	314,541	12,581
（うち特定項目のうち調整 項目に算入されない部分 に係るエクスポージャー）	101	254	10	106	266	10
（うち総株主等の議決権 の百分の十を超える議決 権を保有している他の金 融機関等に係るその他外 部TLAC関連調達手段に 関するエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち総株主等の議決権の百 分の十を超える議決権を 保有していない他の金融機 関等に係るその他外部TLAC 関連調達手段のうち、その他 外部TLAC関連調達手段に 係る5%基準額を上回る部 分に係るエクスポージャー）	-	-	-	-	-	-
（うち上記以外の エクスポージャー）	1,736	1,733	69	249	247	9

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	528,182	40,879	1,635	502,323	96,338	3,853		
（うちルックスルー方式）	528,182	40,879	1,635	502,323	96,338	3,853		
（うちマンドート方式）	-	-	-	-	-	-		
（うち蓋然性方式250%）	-	-	-	-	-	-		
（うち蓋然性方式400%）	-	-	-	-	-	-		
（うちフォールバック方式）	-	-	-	-	-	-		
経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額		-	-		-	-		
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）		△ 8,119	△ 324		△ 8,872	△ 354		
標準的手法を適用するエクスポージャー別計	2,032,746	551,178	22,047	2,009,426	608,530	24,341		
CVAリスク相当額 ÷ 8%		3,924	156		4,591	183		
中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-	-	-		
合計（信用リスク・アセットの額）	2,032,746	555,102	22,204	2,009,426	613,121	24,524		
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 <基礎的手法>	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	
	a		b = a × 4%		a		b = a × 4%	
	7,156		286		9,141		365	
所要自己資本額	リスク・アセット等（分母）合計		所要自己資本額		リスク・アセット等（分母）合計		所要自己資本額	
	a		b = a × 4%		a		b = a × 4%	
	562,259		22,490		622,263		24,890	

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者にかかるエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことであります。
4. 「出資等」とは、出資等エクスポージャー、重要な出資のエクスポージャーが該当します。
5. 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置により、リスク・アセットに算入したものが該当します。
6. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
7. オペレーショナル・リスク相当額算出にあたり、当会では基礎的手法を採用しています。  
 <オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法（基礎的手法）>  

$$\frac{\text{粗利益（正の値の場合に限る）} \times 15\% \text{ の直近3年間の合計額}}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

## 信用リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

- 当会では、リスクを確実に認識し、評価・計測し、報告するための態勢として「リスク管理規程」に基づき、年度当初に「リスク管理にかかる重点方針」を策定し、各種リスクの重点管理に取り組んでいます。

また、当会が直面する全ての計量可能なリスクを統一的・網羅的に把握し、リスクの計量化とそのモニタリングを通じて、当会がテイクするリスクの量を管理すること、およびリスク資本の配賦や部門ごとのリスク・リターンのチェックを通じて、経営資源の最適配分を目的とする統合的なリスク管理基準を制定しています。

そのため、常勤役員ならびに各部室長で構成するリスク管理委員会を毎月開催し、当会が保有するリスクの評価、分析および対応方針を審議し、理事会等へ定期的に報告しています。

- 当会における貸倒引当金の計上は、「資産の償却・引当要領」に基づき計上しています。
  - (1) 貸倒引当金の計上は、自己査定結果に基づく債務者区分に応じて行っています。
  - (2) 正常先債権および要注意先債権（要管理債権を含む。）に相当する債権については、一定の種類ごとに分類し、貸倒実績率等に基づき算定した額を計上しています。
  - (3) 破綻懸念先債権については、次のいずれかの方法により予想損失額を見積もり、個別引当金として計上しています。
    - ① 貸倒実績率による方法  
自己査定結果に基づくⅢ分類額に、貸倒実績率から算出した予想損失率を乗じた額とします。
    - ② キャッシュフローを見積もる方法  
個別債務者毎に、Ⅲ分類額からキャッシュフローによる回収可能額を控除した残額とします。
    - ③ 売却可能額を見積もる方法  
個別債務者毎に、Ⅲ分類額から売却可能額を控除した残額とします。  
売却可能額は、売却可能な市場を有する債権について、当該債権の売却可能額を合理的に算定します。
  - (4) 実質破綻先債権、破綻先債権については、自己査定に基づくⅢ・Ⅳ分類額の全額を個別貸倒引当金として計上しています。
  - (5) 貸倒引当金は、毎期全額洗替方式により計上しています。

## ◇標準的手法に関する事項

当会では自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出におけるリスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

- (1) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター（R&I）
株式会社日本格付研究所（JCR）
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
S&Pグローバル・レーティング（S&P）
フィッチレーティングスリミテッド（Fitch）

- (2) リスク・ウェイトの判定に当たり使用するエクスポージャーごとの適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは以下のとおりです。

エクスポージャー	適格格付機関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー		日本貿易保険
法人等向けエクスポージャー（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

## 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）および三月以上延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

	令和2年度					令和元年度				
	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	うち店頭デリバティブ	三月以上延滞エクスポージャー
国内	1,488,547	115,777	421,386	-	-	1,491,087	90,426	465,263	-	-
国外	16,016	-	16,016	-	-	16,015	-	16,015	-	-
地域別残高計	1,504,564	115,777	437,402	-	-	1,507,103	90,426	481,279	-	-
法人	農業	1,937	1,937	-	-	1,508	1,508	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	3,623	2,598	1,002	-	-	2,627	1,602	1,002	-
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	1,635	629	1,005	-	-	1,728	721	1,006	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	916	916	-	-	-	983	983	-	-
	金融・保険業	124,992	102,420	22,428	-	-	108,620	78,639	25,937	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,654	3,654	-	-	-	2,192	2,192	-	-
	日本国政府・地方公共団体	377,570	2,536	375,033	-	-	418,684	3,337	415,347	-
	上記以外	847,016	900	-	-	-	829,034	1,081	-	-
	個人	82	82	-	-	-	92	92	-	-
その他	143,134	100	37,932	-	-	141,630	265	37,985	-	
業種別残高計	1,504,564	115,777	437,402	-	-	1,507,103	90,426	481,279	-	
残存期間別残高計	1年以下	989,645	72,549	70,979	-	955,079	48,541	78,585	-	-
	1年超3年以下	125,500	4,697	120,802	-	136,715	5,946	130,712	-	-
	3年超5年以下	57,636	3,749	53,887	-	79,085	1,503	77,521	-	-
	5年超7年以下	2,703	1,702	1,001	-	40,048	1,324	37,343	-	-
	7年超10年以下	6,130	1,132	4,997	-	5,081	1,076	4,005	-	-
	10年超	179,610	31,808	147,801	-	147,789	31,719	115,125	-	-
	期限の定めのないもの	143,337	137	37,932	-	143,305	315	37,985	-	-
残存期間別残高計	1,504,564	115,777	437,402	-	-	1,507,103	90,426	481,279	-	

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「うち貸出金等」には、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。なお、コミットメントとは、契約した期間・融資枠の範囲内で、お客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行することを約束する契約における融資可能残額のことです。
3. 「店頭デリバティブ」とは、スワップ等の金融派生商品のうち相対で行われる取引をいいます。
4. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞しているエクスポージャーをいいます。



## 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

45 ページをご覧ください。

## 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額および貸出金償却の額

(単位：百万円)

		令和2年度					令和元年度					
		個別貸倒引当金				貸出金償却	個別貸倒引当金				貸出金償却	
		期首残高	期中増加額	期中減少額			期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
		目的使用	その他					目的使用	その他			
法人	農業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	水産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	製造業	26	27	-	26	27	-	25	26	-	25	26
	鉱業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	建設・不動産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	運輸・通信業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	金融・保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	卸売・小売・飲食・サービス業	53	98	-	53	98	-	32	53	-	32	53
上記以外	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
個人	2	2	-	2	2	-	2	2	-	2	2	
業務別計	82	128	-	82	128	-	61	82	-	61	82	

(注) 1. 一般貸倒引当金については業種別の算定を行っていないため、個別貸倒引当金のみ記載しています。  
2. 地域別（国内・国外）の開示については、国外への貸出を行っていないため省略しています。

## 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト 1250%を適用する残高

(単位：百万円)

		令和2年度			令和元年度		
		格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	0%	-	491,662	491,662	-	509,953	509,953
	2%	-	-	-	-	-	-
	4%	-	-	-	-	-	-
	10%	-	-	-	-	-	-
	20%	3,019	857,804	860,823	3,236	842,469	845,706
	35%	-	22	22	-	24	24
	50%	6,048	-	6,048	4,144	-	4,144
	75%	-	11	11	-	14	14
	100%	1,500	17,576	19,076	1,500	15,827	17,328
	150%	-	-	-	-	-	-
	250%	-	126,918	126,918	-	129,930	129,930
	その他	-	-	-	-	-	-
1250%	-	-	-	-	-	-	
合計	10,567	1,493,996	1,504,564	8,882	1,498,221	1,507,103	

(注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。  
2. 「格付あり」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはエクスポージャーのリスク・ウェイト判定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付のみ使用しています。  
3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを算入したものについても集計の対象としています。  
4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト 1250%を適用したエクスポージャーがあります。

## 信用リスク削減手法に関する事項

### ◇信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代え、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当会では、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出要項」にて定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と当会貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当会では、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と当会貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と当会貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と当会貯金をいずれの時点においても特定することができること、③当会貯金が継続されないリスクが、監視および管理されていること、④貸出金と当会貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と当会貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方法は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は当会貯金です。

## 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

（単位：百万円）

	令和2年度			令和元年度		
	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ	適格金融 資産担保	保 証	クレジット・ デリバティブ
地方公共団体金融機構向け	-	-	-	-	-	-
我が国の政府関係機関向け	-	-	-	-	-	-
地方三公社向け	-	-	-	-	-	-
金融機関および 第一種金融商品取引業者向け	-	-	-	-	-	-
法人等向け	69,492	3,003	-	46,267	3,003	-
中小企業等向けおよび個人向け	-	-	-	-	-	-
抵当権付住宅ローン	-	-	-	-	-	-
不動産取得等事業向け	-	-	-	-	-	-
三月以上延滞等	-	-	-	-	-	-
証券化	-	-	-	-	-	-
中央清算機関関連	-	-	-	-	-	-
上記以外	-	-	-	-	-	-
合 計	69,492	3,003	-	46,267	3,003	-

- (注) 1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
2. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。
5. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。

## 派生商品取引および長期決済期間取引のリスクに関する事項

### ◇派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針 および手続の概要

「派生商品取引」とは、その価格（現在価値）が他の証券・商品（原資産）の価格に依存して決定される金融商品（先物、オプション、スワップ等）にかかる取引です。

「長期決済期間取引」とは、有価証券等の受渡しまたは決済を行う取引であって、約定日から受渡日（決済日）までの期間が5営業日または市場慣行による期間を超えることが約定され、反対取引に先立って取引相手に対して有価証券等の引渡しまたは資金の支払いを行う取引です。

当会では、派生商品取引に関して、以下の方針に基づき管理を行っています。

#### (1) 運用管理内規等の種類

- ・ 余裕金運用規程
- ・ 金利先物取引運用管理内規
- ・ 債券先物取引運用管理内規
- ・ 店頭オプション取引運用管理内規
- ・ 金利スワップ取引運用管理内規

#### (2) 管理内容

次の項目について、これらの取引内規が遵守されていることを確認しています。

- ・ 限度額  
取引最高限度、1取引当り限度、未決済建玉限度（先物取引）
- ・ 損切り基準  
評価損発生に伴う損切り、半期累積損による損切り（先物取引）

## 派生商品取引および長期決済期間取引の内訳

	令和2年度	令和元年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

## 令和2年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	6,454	-	-	-	6,454
(2)金利関連取引	1	4,727	-	-	-	4,727
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	2,993	-	-	-	2,993
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	3,707	-	-	-	3,707
(7)クレジット・デリバティブ	-	547	-	-	-	547
派生商品合計	1	18,431	-	-	-	18,431
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	1	18,431	-	-	-	18,431

## 令和元年度

(単位：百万円)

	グロス再構築コストの額	信用リスク削減効果勘案前の与信相当額	担 保			信用リスク削減効果勘案後の与信相当額
			現金・自会貯金	債 券	その他	
(1)外国為替関連取引	-	3,785	-	-	-	3,785
(2)金利関連取引	26	6,170	-	-	-	6,170
(3)金関連取引	-	-	-	-	-	-
(4)株式関連取引	-	7,660	-	-	-	7,660
(5)貴金属(金を除く)関連取引	-	-	-	-	-	-
(6)その他コモディティ関連取引	-	3,571	-	-	-	3,571
(7)クレジット・デリバティブ	-	850	-	-	-	850
派生商品合計	26	22,038	-	-	-	22,038
長期決済期間取引	-	-	-	-	-	-
一括清算ネットティング契約による与信相当額削減効果(▲)		-				-
合 計	26	22,038	-	-	-	22,038

- (注) 1. 「カレント・エクスポージャー方式」とは、派生商品取引および長期決済期間取引の与信相当額を算出する方法の一つです。再構築コストと想定元本に一定の掛目を乗じて得た額の合計で与信相当額を算出します。なお、「再構築コスト」とは、同一の取引を市場で再度構築するのに必要となるコスト（ただし0を下回らない）をいいます。
2. 「クレジット・デリバティブ」とは、第三者（参照組織）の信用リスクを対象に、信用リスクを回避したい者（プロテクションの買い手）と信用リスクを取得したい者（プロテクションの売り手）との間で契約を結び、参照組織に信用事由（延滞・破産など）が発生した場合にプロテクションの買い手が売り手から契約に基づく一定金額を受領する取引をいいます。
3. 「想定元本」とは、デリバティブ取引において価格決定のために利用される名目上の元本のことをいいます。オン・バランスの元本と区別して「想定元本」と呼ばれています。

## 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブ

該当ありません。

## 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブ

該当ありません。



## 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

## オペレーショナル・リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手順の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当会では、以下の内容によりオペレーショナル・リスクを管理しています。

#### ○ 定義

##### ・法務リスク

法令・規程等に反することにより被るリスク

##### ・事務リスク

事務処理過程での故意または過失等により、収益・信用が損なわれるリスク

または、パソコン等の不正使用により不祥事が発生するリスク

##### ・システムリスク

全銀データ通信システム・手形交換制度等の決済システム・系統信用事業オンラインシステム等の障害により金融システムが混乱するリスク

##### ・風評リスク

マスコミ報道やうわさ等により貯金等が流出するリスク

##### ・経営リスク

経営の舵取り全般に関わるリスク

#### ○ 体制・管理

・法務リスクに対しては、法令・規程等の改正に伴う適切な対応に努めるとともに、役職員への周知徹底を図っています。

・事務リスクに対しては、人材育成および事務遂行能力の向上に努めるとともに、事務処理の相互牽制体制の充実を図っています。

・システムリスクに対しては、システム障害等に対する具体的マニュアルの制定により、リスクの軽減を図っています。

・風評リスクに対しては、マスコミ報道の一元管理に努めるとともに、うわさや憶測等で部外者の誤解を招くような言動の防止に努めています。

・経営リスクに対しては、経営に関わる重要事項について、機動的に検討・対応できるように努め、リスクは、顕在化したもの内在するものを含め担当部署で把握し、統括部署と役員は情報の共有化を図り、最適な経営判断を行う態勢に努めています。

以上のオペレーショナル・リスクは、毎月開催されるリスク管理委員会で評価、分析および対応方針を審議し、理事会等へ定期的に報告しています。

### ◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

○ 当会では、自己資本比率算出におけるオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しています。

○ 基礎的手法とは、1年間の粗利益に0.15を乗じた額の直近三年間の平均値によりオペレーショナル・リスク相当額を算出する方法です。

なお、1年間の粗利益は、経常利益から国債等債券売却益・償還益およびその他経常収益を控除し、役務取引等費用、国債等債券売却損・償還損・償却、経費、その他経常費用および金銭の信託運用見合費用を加算して算出します。

## 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

## ◇出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

「出資その他これに類するエクスポージャー」とは、貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものです。

当会では、出資その他これに類するエクスポージャーに関して、以下の方針に基づき管理しています。

- 出資その他これに類するエクスポージャーのリスク管理は、自己査定において、市場性・安全性に照らして適正な評価を行います。
- 時価または実質価額の把握ができない出資その他これに類するエクスポージャーの安全性の判断については、原則として、出資先・株式発行主体の財務状況に基づき行うものとします。

## 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価（単位：百万円）

	令和2年度		令和元年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上場	-	-	-	-
非上場	100,295	100,295	100,289	100,289
合計	100,295	100,295	100,289	100,289

(注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

## 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益（単位：百万円）

	令和2年度			令和元年度		
	売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
上場	-	-	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-

## 貸借対照表で認識され損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)（単位：百万円）

	令和2年度		令和元年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

## 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)（単位：百万円）

	令和2年度		令和元年度	
	評価益	評価損	評価益	評価損
上場	-	-	-	-
非上場	-	-	-	-
合計	-	-	-	-

## リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項 (単位:百万円)

	令和2年度	令和元年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	528,182	502,323
マンドート方式を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	-	-
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	-	-
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	-	-

- (注) 1. ルックスルー方式とは、保有エクスポージャーの裏付けとなる資産および取引を、金融機関が直接保有しているとみなして信用リスク・アセットの総額を計算する方式です。
2. マンドート方式とは、ルックスルー方式の適用ができない場合に適用される方式であり、ファンドの運用基準(マンドート)に基づき、ファンドの組入資産を保守的に想定して信用リスク・アセットの額を算出する方式です。
3. 蓋然性方式とは、ルックスルー方式およびマンドート方式が適用できない場合、保有エクスポージャーのリスク・ウェイトについて、250%以下または400%以下であるという蓋然性を疎明した場合に、250%または400%のリスク・ウェイトを適用する方式です。
4. フォールバック方式とは、上記いずれの方式も適用できない場合、保有エクスポージャーに1250%のリスク・ウェイトを適用して信用リスク・アセットの額を算出する方式です。

## 金利リスクに関する事項

### ◇リスク管理の方針および手続の概要

「金利リスク」とは、金融機関の保有する資産・負債のうち、市場金利に影響を受けるもの(例えば、貸出金、有価証券、貯金等)が、金利の変動により発生するリスクのことです。

当会におけるリスク管理方針および手続については以下のとおりです。

#### (1) リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当会では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク(以下、「IRRBB」といいます。)については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

#### (2) リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当会は、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行い、リスク削減に努めています。

#### (3) 金利リスク計測の頻度

月末を基準日として四半期毎にIRRBBを計測しています。

#### (4) ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当会は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。

### ◇金利リスクの算定手法の概要

当会では、経済価値ベースの金利リスク量(ΔEVE)については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の3シナリオによる金利ショック(通貨ごとに異なるショック幅)を適用しております。

#### (1) 流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は0.003年です。

- (2) 流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期  
流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。
- (3) 流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提  
流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。
- (4) 固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提  
固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。
- (5) 複数の通貨の集計方法およびその前提  
通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、通貨間の相関等は考慮していません。
- (6) スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か）  
一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利ショックの設定上は不変としています。
- (7) 内部モデルの使用等、 $\Delta$ EVE および  $\Delta$ NII に重大な影響を及ぼすその他の前提  
内部モデルは使用しておりません。
- (8) 前事業年度末の開示からの変動に関する説明  
 $\Delta$ EVE（上方パラレルシフト）については、保有する債券のデュレーションの長期化および海外債券に投資を行う投資信託の残高増加により、前年同期比 13,684 百万円増加し、61,442 百万円となりました。
- (9) 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明  
当期の重要性テストの結果は、監督上の基準値である 20% を超過していますが、自己資本額は金利リスクを賄える水準にあり、過大なリスクテイクを行っているものではありません。

#### ◇ $\Delta$ EVE および $\Delta$ NII 以外の金利リスクを計測している場合における 当該金利リスクに関する事項

- (1) 金利ショックに関する説明  
統合的リスク管理として VaR で計測する市場リスク量を日次で算定しています。
- (2) 金利リスクの前提およびその意味（特に農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる  $\Delta$ EVE および  $\Delta$ NII と大きく異なる点）  
VaR とは、一定の保有期間、一定の信頼区間のもとで被る可能性のある最大損失額のことをいいます。当会では計測期間 5 年、保有期間 120 日、信頼区間 99%（変動幅 2.33 標準偏差）の VaR を分散・共分散法により算出しています。

## 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB 1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	ニ
		△ EVE		△ NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	61,442	47,758	2,873	3,045
2	下方パラレルシフト	-	-	1	2
3	スティーブ化	28,196	23,896		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	14,654	10,184		
6	短期金利低下	-	-		
7	最大値	61,442	47,758	2,873	3,045
		ホ		へ	
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	138,218		136,296	

- (注) 1. 「△ EVE」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「△ NII」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「スティーブ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇に関する金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

## ■ 連結ベースのディスクロージャー

連結対象となる子会社等は該当ありません。



## ■役員等の報酬体系

### 1. 役員

#### (1) 対象役員

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象役員」は、経営管理委員、理事および監事をいいます。

#### (2) 役員報酬等の種類、支払総額および支払方法

役員に対する報酬等の種類は、基本報酬と退職慰労金の2種類で、令和2年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は、次のとおりです。

なお、基本報酬は毎月所定日に指定口座への振込の方法による現金支給のみであり、退職慰労金は、その支給に関する総会決議後、所定の手続きを経て、基本報酬に準じた方法で支払っています。

(単位：百万円)

	支給総額	
	基本報酬	退職慰労金
経営管理委員に対する報酬等	6	1
理事に対する報酬等	36	5
監事に対する報酬等	15	2

(注1) 対象役員は、経営管理委員13名、理事4名、監事9名です。(期中に退任した者を含む。)

(注2) 退職慰労金については、当年度に実際に支給した額ではなく、当年度の費用として認識される部分の金額(引当金への繰入額と支給額のうち当年度の負担に属する金額)によっています。

#### (3) 対象役員の報酬等の決定等

##### ① 役員報酬(基本報酬)

役員報酬は、経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する報酬総額の最高限度額を総会において決定し、その範囲内において、経営管理委員各人別の報酬額については経営管理委員会において、理事各人別の報酬額については理事会において決定し、監事各人別の報酬額については監事の協議によって定めています。なお、業績連動型の報酬体系とはなっていません。

この場合の役員各人別の報酬額の決定にあたっては、各人の役職・責務や在任年数等を勘案して決定しています。

##### ② 役員退職慰労金

役員退職慰労金については、役員報酬に役員在職年数に応じた係数を乗じて得た額に特別に功労があったと認められる者については功労金を加算して算定し、総会で経営管理委員、理事および監事の別に各役員に支給する退職慰労金の総額の承認を受けた後、役員退職慰労金規程に基づき、経営管理委員については経営管理委員会、理事については理事会、監事については監事の協議によって各人別の支給額と支給時期・方法を決定し、その決定に基づき支給しています。

なお、この役員退職慰労金の支給に備えて公正妥当なる会計慣行に即して引当金を計上しています。

### 2. 職員等

#### ・対象職員等

開示の対象となる報酬告示に規定されている「対象職員等」の範囲は、当会の職員であって、常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当会の業務および財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和2年度において、対象職員等に該当する者はいません。

(注1) 対象職員等には、期中に退職した者も含めています。

(注2) 「同等額」は、令和2年度に当会の常勤役員に支払った報酬額等の平均額としています。

(注3) 令和2年度において当会の常勤役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいません。

### 3. その他

当会の対象役員および対象職員等の報酬等の体系は、上記開示のとおり過度なリスクテイクを惹起するおそれのある要素はありません。したがって、報酬告示のうち、「対象役員および対象職員等の報酬等の体系とリスク管理の整合性ならびに対象役員および対象職員等の報酬等と業績の連動に関する事項」その他「報酬等の体系に関し参考となるべき事項」として、記載する内容はありませ



# 当会の概況

## 会員数

資格別	令和2年3月末	令和3年3月末
正会員	6	6
准会員	35	35
合計	41	41

## 役員

(令和3年7月1日現在)

経営管理委員会会長*	港 義 弘	代表理事理事長	岡 山 勝
経営管理委員会副会長*	田 中 智	代表理事常務	森 末 敬 三
経営管理委員*	佐 藤 誠 治	代表理事常務	松 本 直 樹
経営管理委員*	溝 渕 哲 也	代表監事*	入 谷 宏 毅
経営管理委員*	砂 古 敏 之	監事*	藤 本 一 弥
経営管理委員*	小 林 稔 明	監事*	川 田 治 弘
経営管理委員*	岡 田 孝 浩	員外監事*	北 山 昇 由
		常任監事	藤 田 晴 由

\*印の役員は非常勤役員です。

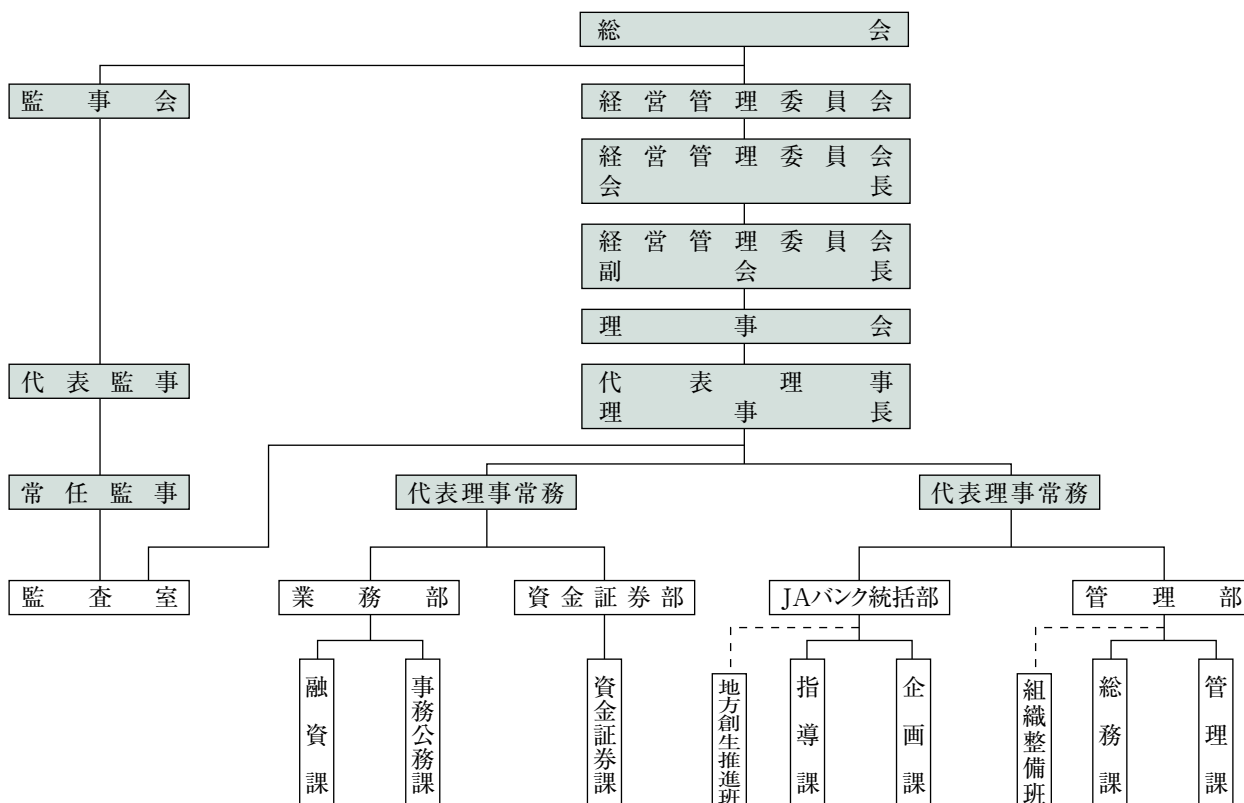
## 職員

(単位：人)

区 分	令和2年3月末	令和3年3月末
男子職員	36	37
女子職員	21	22
嘱託常よう人	4	4
合計	61	63

## 機構

(令和3年7月1日現在)



## 店舗一覧

(令和3年7月1日現在)

店舗名	所在地	代表電話番号
本所	高松市寿町一丁目3番6号	(087)825-2510

## 特定信用事業代理業者の状況

該当はありません。

## ATM設置状況

(令和3年7月1日現在)

区 分		店舗内	店舗外
信連設置	ATM	1台	12台
JA設置	ATM	120台	80台

(令和3年7月1日現在)

ATM利用手数料（入出金）						
ご利用内容	ご利用カード等	平 日		土曜日		日曜日 祝 日
		8時45分～ 18時	8時45分まで および 18時以降	9時～14時	9時まで および 14時以降	
出 金	JA・JFマリン（全国）発行 のキャッシュカード	無 料 ただし、他金融機関と共同で設置しているATMについて、一部 有料となる場合がございます。				
	三菱UFJ銀行発行の キャッシュカード（12/31は曜 日を問わず日・祝日扱いとする）	無 料	110円 ただし、他金融機関と共同で設置しているATMについて対象外 となる場合がございます。			
	JA・JFマリン・三菱UFJ 銀行発行以外のキャッシュ カード（ゆうちょ銀行を除く）	110円	220円	110円	220円	
入 金	当会および県内JA発行の キャッシュカード・通帳	無 料				
	県外JA発行のキャッシュ カード	無 料				
	JA発行以外のキャッシュ カード	ご利用できません。				

(注) JAバンクのATMにおいてキャッシュカードをご利用された場合の手数料です。  
各種手数料は、消費税等（10%）が含まれております。

(令和3年7月1日現在)

ATM利用手数料（振込）						
ご利用内容	ご利用カード等		当会あて	JA香川県あて	系統金融機関あて	他行あて
カード振込	JA香川県発行の キャッシュカード	5万円未満	110円	無料	110円	330円
		5万円以上	220円	無料	220円	440円
	当会および他県JA発行 のキャッシュカード	5万円未満	110円	110円 <sup>(注1)</sup>	110円	330円
		5万円以上	220円	220円 <sup>(注1)</sup>	220円	440円
	JA発行以外の キャッシュカード <sup>(注2)</sup>	5万円未満	110円	110円	110円	330円
		5万円以上	220円	220円	220円	440円

(注1) 一部、ATM設置店舗により振込手数料が異なる場合があります。

(注2) 振込手数料に加えて、出金手数料が必要になります。

(注3) 各種手数料は、消費税等（10%）が含まれております。

## 主な手数料一覧 (注) 各種手数料は、消費税等(10%)が含まれております。

(令和3年7月1日現在)

内国為替の取扱手数料				
		系統金融機関あて		他行あて
送金手数料	普通扱い(送金小切手)		1件につき 440円	1件につき 660円
振込手数料	窓口利用	5万円未満	文書扱い	1件につき 330円
			電信扱い	(光ディスク扱 220円)
	5万円以上	文書扱い	1件につき 550円	1件につき 880円
		電信扱い	(光ディスク扱 220円)	(光ディスク扱 550円)
JAネットバンク・ADP		5万円未満	1件につき 110円	1件につき 330円
		5万円以上	1件につき 220円	1件につき 440円
定時自動送金手数料	5万円未満		1件につき 220円	1件につき 440円
	5万円以上		1件につき 440円	1件につき 660円
代金取立手数料	同一交換所(高松)地域内	県内系統金融機関宛		店頭入金分
		県内他行宛		期日管理分
	異なる交換所地域内	県外系統金融機関宛		普通扱い
		県外他行宛		至急扱い
			1通につき 110円	1通につき 330円
			1通につき 660円	1通につき 880円

(令和3年7月1日現在)

その他の諸手数料			
振込・送金の組戻料	1件につき	660円	
不渡手形返却料	1通につき	660円	
取立手形組戻料	1通につき	660円	
取立手形店頭呈示料	1通につき	660円	
	ただし、660円を超える取立経費を要する場合は、その実費をいただきます。		
小切手帳発行手数料	1冊(50枚)につき	440円	
約束手形帳発行手数料	1冊(50枚)につき	440円	
為替手形帳発行手数料	1冊(50枚)につき	440円	
自己宛小切手発行手数料	1枚につき	550円	
通帳・証書再発行手数料	1通につき	550円	
ICキャッシュカード再発行手数料	ICキャッシュカードは1枚につき1,100円、クレジット一体型ICキャッシュカードは1枚につき660円をいただきますが、キャッシュカードから、ICキャッシュカードおよびクレジット一体型ICキャッシュカードへの更入手数料については無料です。		
貯金残高証明書発行手数料	定例発行	1通につき 220円	
	都度発行	1通につき 550円	
融資残高証明書発行手数料	1通につき	220円	
個人情報開示手数料	1件につき	660円	
取引履歴照合表発行手数料	1通につき	1,100円	
国債等公共債口座管理手数料	1口座につき毎年	1,320円	
	ただし、当分の間免除しております。		
JAネットバンク利用手数料	1口座につき毎月	110円	
	ただし、当分の間免除しております。		
法人JAネットバンク利用手数料	基本サービス(照会、振込サービス)月額利用料	1,100円	
	基本サービス+データ伝送サービス月額利用料	3,300円	
	ただし、別途手数料が発生します。		
JAデータ伝送サービス(ADP)利用手数料	保守料なし	基本サービス月額利用料	3,300円
		通知サービス月額利用料	5,500円
	保守料込	基本サービス月額利用料	5,500円
		通知サービス月額利用料	7,700円
ただし、別途手数料が発生します。			
媒体持込手数料	帳票	受付1回あたり	3,300円
	光ディスク	受付1回あたり	2,200円

## 事業・商品・サービスのご案内

### ■貯金業務

貯金は、当会の資金調達を担う重要な業務です。そして、当会の貯金には、一般銀行と異なる特色があります。

それは、貯金残高の大部分が、J A香川県をはじめとする当会への出資団体である会員からの預け入れであるということです。これは、当会が県レベルの農協系統金融機関であるという性格からくるものです。

元をたどれば、会員から預け入れられる貯金の大部分は、J A香川県の組合員、すなわち農業に携わる人々をはじめ、J Aを利用されてい

る方々からの貯金です。つまり当会の貯金は、J Aを利用される方々がJ Aを通じて預け入れられたものです。

貯金の大部分を農業に携わる人々からお預かりしているJ Aですが、J Aは、農家の方だけでなく、地域の金融機関として、どなたでもご利用いただけます。当会でも、J Aや農業関係団体だけでなく、地公体、企業等の法人からも当座性貯金、定期性貯金をお預かりしています。

また、公共料金、県税、各種料金、国民年金保険料の支払い等もご利用いただけます。

貯金の種類	内 容	お預け入れ期間	最低預入額
当座貯金	小切手、手形の支払資金となるもので、主に企業が営業資金の決済口座として使用します。 日々の決済などのため、出し入れが頻繁で、いつでもお支払に応じる必要があることから無利息となっています。	期間の定めはございません	1円以上
総合口座	普通貯金に各種定期貯金をセットすることができ、普通貯金の残高不足の場合にはセットした定期貯金を担保に一定の範囲内で自動融資が受けられます。「預ける(引き出す)」「貯める」「受け取る」「支払う」「借りる」の5機能を備えています。 なお、決済用貯金は無利息です。	期間の定めはございません	1円以上
普通貯金	預け入れ、引き出しが自由な最も一般的な貯金で、給与・年金・配当金等の自動受取口座に指定できます。公共料金等の自動支払い、家計簿サービスの取扱いができ、キャッシュカードでの入出金も可能です。貯蓄貯金および定期貯金へ資金移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 なお、決済用貯金は無利息です。	期間の定めはございません	1円以上
貯蓄貯金	普通貯金同様に出し入れ自由です。貯金残高に応じた利率が適用され、キャッシュカードでの入出金も可能です。 普通貯金および定期貯金へ資金移動させるスウィングサービスの取扱いができます。 なお、公共料金等の自動支払、および給与・年金・配当金・公社債元利金等の自動受取りにはご利用できません。	期間の定めはございません	1円以上
通知貯金	多額の資金の短期運用に適しています。引き出しに事前の通知が必要な貯金です。	期間の定めはございません(ただし、7日間の措置期間が必要です)	5万円以上
スーパー定期貯金	1か月から10年まで様々な預入期間を選択でき、確定金利で、安全・確実な定期貯金です。 個人の方には、有利な半年複利型(預入期間は3年以上5年以内)もあります。	1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・7・10年の定型方式 および1か月超10年未満の期日指定方式	1円以上
大口定期貯金	1,000万円以上の資金を有利に運用できる定期貯金です。1か月以上10年以内で自由な運用期間を設定できます。	1・2・3・6か月 1・2・3・4・5・7・10年の定型方式 および1か月超10年未満の期日指定方式	1,000万円以上
変動金利定期貯金	スーパー定期貯金や大口定期貯金が固定金利貯金であるのに対して、変動金利定期貯金は6か月毎に適用金利が変更されます。個人の方のみご利用が可能で、6か月毎の複利型となっています。	3年	1円以上
譲渡性貯金	1,000万円以上の大口資金の短期運用に適した貯金です。満期前に譲渡することも可能ですが、中途解約はできません。	1・3・6か月 1・2・3・4・5年の定型方式 および7日以上5年未満の期日指定方式	1,000万円以上

**■融資業務**

県内の地域金融機関として、農業の振興を図るための農業関連資金、経済の発展を促進するための中小企業等に対する運転・設備資金に対応しております。特に農業における担い手に対しては、系統組織全体で金融支援を行うためにJAと連携し、資金メニューの充実等に取り組んでおります。

また、地域金融機関としての役割から、地方公共団体、農業関連産業、地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を融資し、農業の振興はもとより、地域社会発展のために貢献しています。

株式会社日本政策金融公庫資金等の代理貸付も取扱っております。

資金名	目的・資金使途	対象者	期 間	
アグリマイティー資金	農業生産・農作物の加工・流通・販売または地域の活性化・地域農業振興を応援する低利の資金です。	会員 農業者	最長 20 年	
地場中小企業貸出	地場中小企業の資金需要に対応する無担保、無保証人の資金です。最高限度額は 30 百万円です。	一般法人	最長 5 年	
正会員の組合員に対する貸出金	JA の組合員に対して、農業資金、農業外資金、その他の資金を融資します。	JA の組合員	最長 25 年	
地方公共団体等に対する貸出金	地方公共団体等が県民の福利増進のために行う事業に必要な資金に対応します。	地方公共団体 公社・公団	最長 30 年	
地方公共団体等転貸資金	JA が地方公共団体等に融資する資金の原資に対応します。	JA	最長 30 年	
住宅ローン	大型・二世帯住宅ローンなど、住宅建築をバックアップするローンです。	一般個人	最長 35 年	
リフォームローン	既存住宅の増改築、改装、補修および付帯する施設に対応する資金です。	一般個人	最長 10 年 6 か月	
フレックスローン	自動車等耐久消費財の購入から生活資金まで多様な資金ニーズに対応する資金です。カードローンもあります。	一般個人	最長 15 年	
シンジケートローン	事業会社の比較的大口の資金需要に対応する資金です。	事業会社	最長 10 年	
仕組みローン	市場金利などの動向により、償還形態等が変動する仕組みを組合わせた貸付形態の資金です。	一般法人 金融機関	最長 10 年	
新型コロナウイルス感染症対策緊急資金	新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、直接もしくは間接的に被害を受けた農業者、農業法人等の資金繰りを支援する資金です。	農業者 一般法人	最長 5 年	
災害復旧支援資金	被災した地域や地場企業に対し復旧支援を図る資金です。	一般個人 事業会社	最長 10 年	
優遇貸出	地域経済の活性化等を目的に優遇金利・無担保・無保証の融資枠を設定して実行する資金です。	県内地場優良 企業	最長 10 年	
一般資金	既製の制度では対応できない資金需要に対応します。いわばオーダーメイドの融資です。	一般法人・個人	最長 35 年	
制度資金	農業近代化資金	農業の経営改善を図り、近代化を推進するための低利融資です。	JA ・ 農業団体	最長 20 年
	中山間地域活性化資金	中山間地域における、農産加工事業、保健機能増進等の事業に対する低利融資です。	農業団体・ 農業関連企業 JA の組合員	最長 25 年



## ■登録金融機関業務

当会は、国債窓口販売（新型窓口販売方式）、個人向け国債の窓口販売を行っています。

また、多様化する資金運用ニーズに応えるため、国内外の債券、株式等に投資する投資信託、受益証券の窓口販売を行っています。商品概要等、詳しい内容につきましては、窓口までお問い合わせください。

今後とも、お客様の資産運用ニーズにお応えできるようサービス機能の充実に努めてまいります。

## ■各種サービス

### ・JAキャッシュサービス

全国どこのJAバンクでもキャッシュカード1枚でATMから現金の引き出し、預け入れ、残高照会、カードローンの借り入れができます。自動化機器は当会単独設置のほか、他の金融機関との共同設置もしています。

また、全国のJAバンクATMにおいて、現金の引き出しおよび預け入れを終日無料としており、キャッシュカードでのご利用が便利になっています（ただし、一部の共同設置ATM等は対象外となります）。

さらに、全国のJAバンクATMで、JAバンクのキャッシュカードによる振込がご利用いただけます（上記サービスは、ご利用のATMがシステム変更済みの場合にご利用いただけます）。

### ・JAカード（クレジットカード）

サインひとつでショッピングができるJAのクレジットカードは、「JAならではの」の特典を始めとしたお得なサービスを受けることができます。

また、全国のJAバンクをはじめ提携金融機関・コンビニATM・CDでの自動キャッシングのご利用および海外のATM・CDでは現地通貨でのキャッシングもご利用いただけます（あらかじめ設定いただいたキャッシング利用可能枠の範囲内でのご利用となります）。

### ・ICキャッシュカード

盗難・偽造被害を防止するために、県内におけるICキャッシュカードおよびJAカード（一体型）による取扱いをしております。お客様がICキャッシュカード等を使用することにより、高いセキュリティが確保され、さらに安心してご利用いただけるよう、県下のJAが設置しているATMは全てIC化対応となっています。

また、キャッシュカードからICキャッシュカードおよびJAカード（一体型）への更新手数料を「無料」で行っています。

### ・業態間キャッシュサービス（MICS）

全国の都銀、地銀、信託銀行、第2地銀、信金、信組、労金との間で相互利用の提携（MICS）を実施し、JAバンクのキャッシュカードによる、現金の引き出し、残高照会がご利用できます（残高照会の手数料は、ATM稼働時間であれば、時間帯にかかわらず無料でご利用いただけます）。

### ・デビットカード（J-Debit）サービス

小売店、家電量販店での買い物や飲食等の代金を全国の「J-Debit マークのある加盟店」でJAバンクのキャッシュカードを使ってお支払いいただけます。

### ・他金融機関設置ATMにおけるカード振込

JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客様は、他金融機関設置ATMにおいてカード振込をご利用いただけます（ただし、一部金融機関は対象外となります）。

### ・その他提携先とのキャッシュサービス

JAバンクのキャッシュカードをお持ちのお客様は、三菱UFJ銀行、セブン銀行、ローソン銀行、イーネットATM、JFマリンバンク、ゆうちょ銀行のATMによる平日、日中時間帯のご出金・残高照会のサービスも無料でご利用できます（セブン銀行・ローソン銀行・イーネットATM・ゆうちょ銀行のA



TMではご入金も無料でご利用できます)。

※ なお、業態間キャッシュサービス (M I C S) およびその他提携先とのキャッシュサービスについては、土曜・日曜・祝日最大で8時から21時までご利用いただけます (A T M稼働

時間は、キャッシュサービスコーナーによって異なる場合があります)。

### 主なキャッシュサービス提携先の手数料一覧

提携先でJAバンクのキャッシュカードをご利用された場合

(令和3年7月1日現在)

キャッシュサービス提携手数料				
ご利用内容	提携先	平日 8:45 ~ 18:00	土曜日 9:00 ~ 14:00	平日・土曜日の その他時間帯および 日曜日・祝日
出 金	三菱UFJ銀行	無料	110円	
	セブン銀行・ローソン銀行・ イーネットATM	無料		110円
	JFマリンバンク	無料		
	ゆうちょ銀行	無料	110円	
	その他 (M I C S 提携)	110円	220円	
入 金	セブン銀行・ローソン銀行・ イーネットATM	無料		110円
	ゆうちょ銀行	無料		

- (注) 1. 上記各種手数料は、消費税等 (10%) が含まれております。  
 2. 祝日が土曜と重なる場合は、日曜・祝日その他時間帯のご利用手数料となります。  
 3. ご利用の金融機関・ATMにより、手数料が異なる場合がございます。詳しくは、ご利用ATMの掲示等でご確認ください。

#### ・為替サービス

全国のJA、信連、農林中金の店舗をはじめ、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当会窓口を通して全国のどこの金融機関へも送金や手形、小切手等の取立てが安全・確実・迅速にできる内国為替を取扱っています。

また、ATMでの為替振込も取扱っています。

#### ・給与振込サービス

給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。振り込まれた資金は、キャッシュカードにより必

要なおき出しいただけます。

#### ・自動受取サービス

国民年金・厚生年金等各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれます。その都度お受け取りに出かける手間も省け、振込指定日忘れのご心配もありません。振り込まれた資金は、キャッシュカードにより必要なおき出しいただけます。

#### ・自動支払サービス

電気 (四国電力、中国電力)・電話 (NTT、各種携帯電話)・NHK放送受信料等公共料金のほか、香川県立高校授業料、各種クレジッ

ト代金など、お客様のご指定いただいた普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたします。

#### ・マリネット代金回収サービス

お客様の集金事務の合理化・資金管理を積極的にご支援させていただくため、香川県内に本店を有する7金融機関と近県地銀14行およびゆうちょ銀行のお取引口座を利用して、迅速・正確にお客様の代金を一括処理する便利なサービスです。

#### ・株式払込金受入サービス

会社設立、増資の払込金をお預かりいたします。

#### ・JAネットバンクサービス

24時間、いつでも、どこでも、JAの窓口やATMに出向くことなく、インターネットを利用できるパソコンおよびスマートフォンを使用して、各種サービス（残高照会や振込・振替、ペイジー（税金・各種料金払込サービス）、定期貯金など）をご利用になれます。

また、JAネットバンクと一緒に使える通帳アプリ「かんたん通帳」やマネーフォワードと連携した家計簿アプリ「マネーフォワード for JAバンク」を利用することで、家計の管理、入出金の管理がより簡単、便利になります。

#### ・法人JAネットバンクサービス

窓口にご来店し契約いただくだけで、インターネットに接続されているパソコンから、各種口座照会や資金移動サービスのほか、伝送サービスによる総合振込、給与・賞与振込、口座振替等の各種サービスをお気軽にご利用いただけます。

#### ・JAデータ伝送サービス

##### （AnserDATAPORT方式）

専用回線を利用して、パソコンやホストシステムから総合振込、給与・賞与振込、口座

振替等のサービスをご利用いただけます。高速かつ短時間で大容量の取引が可能であり、高いセキュリティで伝送することが可能です。

#### ・マルチペイメント

##### ネットワーク（MPN）サービス

窓口での収納、ATMおよびJAネットバンクを利用して、電気、ガス、電話等の公共料金や税金、通信販売等の支払いができ、即時に収納機関（官公庁、地公体、収納企業）に通知されるサービスを行っています。

#### ・定時自動送金サービス

学費・生活費の仕送り、企業の資金回送、家賃の支払い等、お客様が指定した日に指定された振込金額を指定口座から引き落とし、受取人口座に振り込むサービスを行っています。

#### ・でんさいサービス

「でんさい」とは、手形・振込に代わる新たな決済手段で、ペーパーレスのため手形と比べて安心安全・効率的・経済的です。ご利用にあたっては、「法人JAネットバンク」のご契約があらかじめ必要となります。

## 商品利用の留意事項

当会の金融商品をご利用されるにあたっての主な留意事項等は次のとおりです。

### ■金利変動リスク

#### ・「変動金利定期貯金」

変動金利定期貯金は、6か月毎に適用金利が変更されるため、金利水準が低下すれば、当初予想された受取利息より少なくなる可能性があります。

#### ・「住宅ローン」

住宅ローンには固定金利型住宅ローンと変動金利型住宅ローンがあり、固定金利型は契約時の利率が最終償還日まで適用されますが、変動金利型の場合は6か月ごとに適用利率が変更されますので、金利水準が上昇すれば当初の返済予定額に比べて増額される場合があります。

### ■中途解約によるリスク

貯蓄商品を期日前に換金（解約）する場合、適用利率が低くなるうえに、非課税の恩恵を受けられなくなるもの、または元本割れを生じるものがあります。

#### ・「国債」

国債は期日まで保有すれば額面どおり受け取ることができますが、期日前に売却する場合、金利水準によっては元本割れを生ずる場合があります。

また、個人向け国債についても期日まで保有すれば額面どおり受け取ることができますが、期日前に換金する場合、お支払い済みの利子額を中途換金調整額が上回ると、元本を割り込むことがあります。

#### ・「投資信託」

投資信託は貯金保険の対象ではなく、証券会社以外で取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象でもありません。また、値動きのある証券に投資します（また、外貨建資産にはこのほかに為替変動もあります。）ので基準価額が変動し、元本および利息を保証するものでもありませんから、投資した資産の価値が減少するリスクがあります。

## リスク管理情報

当会では、リスク管理を経営の最重要課題のひとつとして位置づけ、「リスク管理の基本方針」ならびに「リスク管理規程」を定め、さらに年度ごとのリスク管理の重点方針を策定しリスク管理を行っています。

金融機関が抱えるリスクとしては、信用リスク、市場リスク、流動性リスク、オペレーショナル・リスク等があります。当会では、これらの異なるリスクを統一的・網羅的に管理することを目的に「統合的なリスク管理基準」を設け、リスク量の把握、分析ならびに評価を行い、管理しています。

### ■リスク管理に対する取組み

当会のリスク管理に対する取組みとして、重要な意思決定は、経営レベルで行います。特に市場関連取引の諸リスクについては「資金運用会議」で十分な検討を行い、運用方針を決定します。

運用部門は、各々決定された方針に基づき、売買やリスクヘッジを執行します。また、リスク管理を徹底するため、デリバティブ取引において一定の損失枠をオーバーした場合、即時に取引を停止するロスカットルールを確立しています。

また、相互牽制機能として、内部監査を実施しています。内部監査にあたっては、事務処理状況とともに内部牽制、事務管理面にも留意しております。内部監査結果については経営者層への報告を行い、翌年度には改善状況を検証することで、リスク管理の充実・強化に努めています。

### ■リスク管理委員会

経営環境の変化にともない発生する諸リスクを分散・回避し、経営の一層の安定化を図るべく、リスク管理委員会を適時に開催（令和2年度は13回）しています。

当会では、主要なリスク（市場リスク、信用リスク、オペレーショナル・リスク）の計量化を行い、これらに対する資本配賦を行っています。算出したリスク量について、経営層ならび

## 法令等の遵守

に関係部署へ報告・協議を行う等の体制となっています。

### ■ 県域ALM機能協議会

J Aバンク香川が一体となって県域でのALMを検討していくため、J A香川県の役員、農林中央金庫高松支店長を構成員とする「県域ALM機能協議会」を開催し、費用・収益のバランスの研究および調達・運用にかかる情報の共有に加え、信用事業運営における県域の課題を共有し、課題解消に向けて県域が一体となって取り組んでいます。

### ■ 運用リスクの軽減

会員の皆様方からお預かりした大切な資金を安全に運用するため、令和2年度も信用リスク・流動性リスク・市場リスクに留意しつつ、安定的かつ効率的な運用に努めました。

マイナス金利付き量的・質的金融緩和政策の長期化により、国債等債券への投資が困難な運用環境のなか、分散投資効果を発揮するポートフォリオの構築を図ることで運用リスクの軽減に取り組んでいます。

### ■ バーゼル規制への対応

バーゼルⅢ規制に対応するため、全国統一の「系統BISシステム」により適正な自己資本比率、金利リスクを算出し、自己資本の質・量の強化に取り組むとともに、健全性の維持・向上のため、自己管理型のリスク管理への取り組みも行っています。

金融機関の業務やリスクが多様化・複雑化していくなかで、金融機関を巡る相次ぐ不祥事件・経営破綻の発生を機に、透明かつ公正な経営が強く求められました。

そのため、金融機関は従来以上に自己責任原則に基づく業務運営の確立と徹底した自己規律・自助努力が要求され、法令等の遵守（コンプライアンス）態勢を確立し、透明性の高い経営を行うことを通して、社会的責任を果たしていくことが一層求められています。

### ■ コンプライアンス基本方針

当会では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとして位置づけ、具体的な行動指針や基準を示し、役職員への周知徹底を図っています。

また、具体的な行動指針や基準によって法令等を遵守するためのメカニズムを構成し、具体的な罰則や報告義務等を明記することにより実効性のある態勢の構築に努めています。

#### 1. 基本的使命と社会的責任

当会は、農業専門かつ協同組織の地域金融機関として、農業の健全な発展や地域経済・社会の繁栄への貢献を使命とするとともに、「J Aバンクシステム」における都道府県域の指導機関として、県内信用秩序の維持に責任を負っています。

こうした基本的使命と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じてそれらを実現していくことで、社会からの一層のゆるぎない信頼を確立します。

#### 2. 質の高いサービスの提供

お客さま本位のサービス提供により、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や業務運営に脅威を与えるサイバー攻撃、自然災害等に備えたセキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保により質の高いサービスの提供を行い、経済社会の発展に貢献します。

#### 3. 法令等の厳格な遵守

関連する法令等を厳格に遵守するとともに、社会からの要請に適応し、誠実かつ公正な業



務運営を遂行します。

4. 反社会的勢力の排除、テロ等の脅威への対応  
 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、関係遮断を徹底します。また、国際社会がテロ等の脅威に直面しているなか、マネー・ローンダリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努めます。
5. 透明性の高い組織風土の構築  
 経営情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、系統内外とのコミュニケーションの充実を図り、良好な関係維持に努めつつ、職員の個性を尊重し、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保するなど、透明性の高い組織風土を構築します。
6. 持続可能な社会への貢献  
 社会の一員として、地域社会等と連携し、すべての人々の人権を尊重しつつ環境問題等の社会的課題への対応に努め、積極的に持続可能な社会の実現に貢献します。

### ■コンプライアンス態勢の確立

コンプライアンスの運営体制として、統括部署や責任者の設置、また、不祥事発生に際しての機動的な対処が可能な体制整備等が求められています。

当会では、コンプライアンス・マニュアルを策定して報告や処理等のルールの特明確化、報告体制の整備、コンプライアンス研修等、将来の事故防止のために様々な方策を講じています。

また、当会全体のコンプライアンス・プログラムを策定して年間計画を具体化するとともに、統括責任者および各部署に責任者・管理者を配置し、各部署でのコンプライアンス・プログラムに従って実践・評価を行っております。

さらに、コンプライアンス委員会を定期的な開催（令和2年度は12回）し、各種審議事項の検討を行うとともに、重要事項については理事会・経営管理委員会に報告するなど、役職員が一体となって健全かつ適切な事業運営に努めるなど、コンプライアンス態勢の確立に努めています。

### ■マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針等

当会は、事業を行うにつままして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、反社会的勢力に対して、断固とした姿勢で臨みます。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除にかかる総責任者は常務理事（管理部門）とし、これらにかかる態勢を適切に整備する責任を負います。

（運営等）

1. 当会は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当会の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

2. 当会は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力との決別）

3. 当会は、取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

4. 当会は、反社会的勢力に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

5. 当会は、警察、公益財団法人暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力を排除するための各種活動を行っている外部専

門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力と対決します。

### ■金融商品の勧誘方針

当会は、金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、お客様に対して適正な勧誘を行います。

1. お客様の資産運用の目的、知識、経験および財産の状況を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. お客様に対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、お客様の誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、お客様のご都合に合わせて行うよう努めます。
5. お客様に対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関するお客様からのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

### ■利用者保護等管理方針

当会は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守します。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていきます。

1. 利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）および情報提供を適切かつ十分に行います。
2. 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含みます。）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応します。
3. 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏えいおよび不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じます。

4. 当会が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努めます。
5. 当会との取引に伴い、当会の利用者が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努めます。

### ■利用者保護等の取組み

1. 取引時確認の強化
 

犯罪収益移転防止法に基づき、①口座開設等の取引開始、②10万円を超える現金振込、③200万円を超える現金の入出金取引等の際にお客様の氏名・住所・生年月日・職業や取引を行う目的等についての確認を行っていましたが、同法の改正により、平成28年10月1日より、外国PEPs（外国の重要な公的地位を有する方）の確認や、法人のお客様については、実質的支配者等の確認も行っています。
2. 個人情報保護および利用者保護の取組み
 

「個人情報の保護に関する法律」ならびに「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」のガイドラインに沿ってプライバシー・ポリシー等を制定のうえ個人情報の厳格な取扱いを実施しています。

また、利用者保護等管理方針を制定し、利用者の正当な利益の保護と利便確保のため、方針を遵守し、継続的な取り組みを行っています。
3. セーフティーネットの充実
 

当会の貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度」の二重のセーフティーネットで守られています。
4. 偽造・盗難キャッシュカード対策
 

昨今の偽造・盗難カードによる不正な取引等からお客様の貯金をお守りするため、県内JAでは偽造しにくいICキャッシュカードに対応したATMを設置しています。

また、全国農協貯金ネット、業態間ネット、ゆうちょネット等県内外の金融機関ともICキャッシュカードの取扱いが可能になっています。



## ■非居住者にかかる金融口座情報の自動的交換のための報告制度への対応

現在、特定米国人等を対象とした脱税および租税回避への対処として、米国の「外国口座税務コンプライアンス法 (FATCA)」に基づき、新規でお取引いただく方を対象に、自己宣誓書等への記入をお願いし、年1回、特定米国人等の方の情報を、米国内国歳入庁に報告しています。

さらに、経済取引のグローバル化が進展する中で、外国の金融口座を利用した国際的な脱税および租税回避に対処するために、金融機関が非居住者にかかる金融口座情報を税務当局に報告し、これを各国の税務当局間で互いに提供することとなりました。これに伴い、以下のお取引をいただく場合には、お取引をされる方の居住地国 (例:日本) 等のお届けが必要となります。

### ○対象となるお取引

- ・貯金の預入を内容とする契約の締結
- ・国債・投信の口座の開設

ご理解とご協力のほど、よろしくお願いたします。

## ■金融ADR制度への対応

### 1. 苦情処理措置の内容

当会では、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

#### <当会の苦情等受付窓口>

- ・電話 : 087-825-2523 (事務公務課)  
087-825-2525 (融資課)  
087-825-2548 (管理課)
- ・受付時間: 月～金 9時～17時  
(金融機関の休業日を除く)

### 2. 紛争解決措置の内容

当会では、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

- ・岡山弁護士会
- ・愛媛弁護士会 (電話: 089-941-6279)

#### 1. の窓口 (管理課) または JAバンク相

談所 (電話:03-6837-1359) にお申し出ください。

なお、愛媛弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

## ■金融円滑化にかかる基本的方針

当会は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当会の最も重要な役割のひとつ」として位置づけ、当会の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組みます。

1. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
2. 当会は、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めます。

また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めます。

3. 当会は、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めます。

また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。

4. 当会は、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談および苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めます。

5. 当会は、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込み、事業再生ADR手続の実施依頼の確認または地域経済活性化支援機構もしくは東日本大震災事業者再生支援機構からの債権買取申込み等の求めについて、関係する他の金融機関等 (政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。) と緊密な連携を図るよう努めます。

また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客さまの同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。

6. 当会は、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることができるよう、必要な下記体制を整備しております。
  - (1) 理事長以下、関係役員、部室長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
  - (2) 業務部門担当常務理事を「金融円滑化管理責任者」として、当会全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
  - (3) 「金融円滑化管理担当者」を設置し、当会における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
7. 当会は、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

### ■利益相反管理方針の概要

当会は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を定め、その概要を次のとおり公表します。

#### 1. 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当会の行う信用事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

#### 2. 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型は、以下のとおりです。

- (1) お客さまと当会との間の利益が相反する類型
- (2) 当会の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

#### 3. 利益相反の管理の方法

当会は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当会が負う守秘義務に違反しない場合に限りします。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

#### 4. 利益相反管理体制

(1) 当会は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当会全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとします。また、当会の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。

(2) 利益相反管理統括者は、本方針に沿って、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

#### 5. 利益相反管理体制の検証等

当会は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

### ■プライバシー・ポリシー

当会は、利用者の個人情報および個人番号等（以下「個人情報等」といいます。）を正しく取扱うことが当会の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守します。

#### 1. 関係法令等の遵守

当会は、利用者の個人情報等を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「個人情報保護法」といいます。）および「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法」といいます。）をはじめとする関係法令・ガイドライン等に加え、本保護方針に定めた事項および当会の諸規程を誠実に遵守します。

## 2. 利用目的

当会は、利用者の個人情報等の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえで、ご本人の個人情報等を取得するに当たっては、その利用目的を通知、公表または明示するとともに、その利用目的の達成に必要な範囲内において、これを取り扱います。

なお、番号法における個人番号等の利用等、特定の個人情報等の利用目的が法令等に基づき別途限定されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

当会の個人情報等の利用目的は、当会に揭示するとともに、ホームページ等に掲載しております。

## 3. 適正な取得

当会は、個人情報等を取得する際には、適正かつ適法な手段で取得いたします。

## 4. 安全管理措置

当会は、取り扱う個人情報等を利用目的の範囲内で正確かつ最新の内容に保つよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じ、従業員および委託先（再委託先等も含みます。）を適正に監督します。

## 5. 第三者への提供

当会は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に提供しません。

なお、個人番号等につきましては、番号法に限定的に明記された場合を除き、第三者に提供いたしません。

## 6. 機微（センシティブ）情報の取扱い

当会は、ご本人の機微（センシティブ）情

報（金融分野における個人情報保護に関するガイドラインで定める情報をいいます。）につきましては、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合などの同ガイドラインに掲げる場合を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

## 7. 匿名加工情報の取扱い

当会は、匿名加工情報（個人情報を個人情報の区分に応じて定められた措置を講じて特定の個人を識別することができないように加工して得られる個人に関する情報であって、当該個人情報を復元して特定の個人を再識別することができないようにしたものをいいます。）の取扱いにつきましては、関係法令・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

## 8. 開示・訂正等、利用停止等

当会は、保有個人データにつき、法令に基づきご本人からの開示・訂正等および利用停止等のお申し出につきましては、迅速かつ適切に応じます。

## 9. 継続的な改善

当会は、取り扱う個人情報等の保護のための取組みを継続的に見直し、その改善に努めます。

## 10. 苦情・ご意見・ご要望のお申し出

当会の個人情報等の取扱いに関する苦情・ご意見・ご要望につきましては、誠実かつ迅速に対応します。



# 当会のあゆみ (沿革)

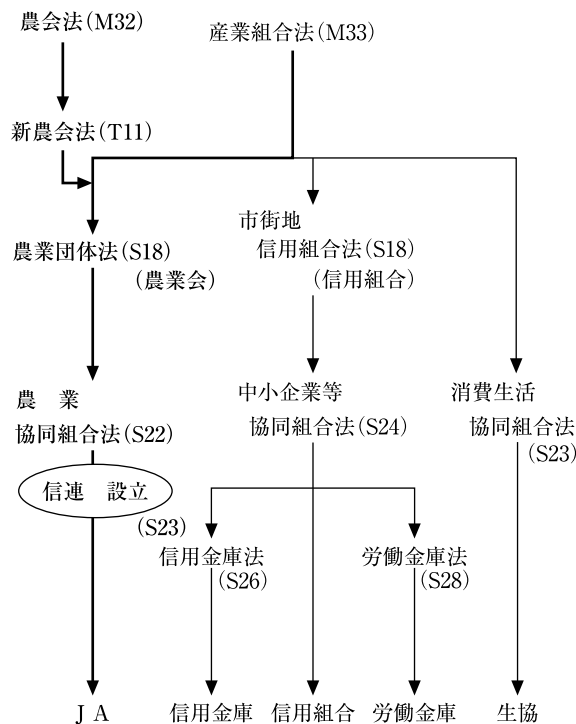
協同組合運動の先駆者たちは、資本主義の発展過程のなかで、人間性の尊重を基本とした、協同組合運動を起こしました。

明治以降、産業組合を主軸として、制度的な歩みが始まり、多くの先人達はその発展のために思索、実践してきました。その後、昭和18年に農村産業組合は農会と統合し、農業会となりました。

農業会は、昭和20年12月に発せられた「農民解放指令」に基づき昭和23年8月には解散することとなり、昭和22年11月公布された農業協同組合法による新しい協同組合が誕生しました。

その後、連合会設立運動が展開され、昭和23年8月11日当会は誕生しました。

## 協同組合法の変遷 (抜粋)



昭和22年	1947	農業協同組合法公布
23	1948	信連創立総会、業務開始
24	1949	農林中央金庫業務代理契約締結
29	1954	農林漁業金融公庫と貸付業務受託契約締結
30	1955	自作農維持創設資金取扱開始
31	1956	農業改良資金取扱事務受託契約締結
36	1961	高松市寿町に農協会館落成
38	1963	住宅金融公庫受託業務開始 農協連共通役員就任
39	1964	全国農協貯金者保護制度発足
41	1966	内国為替取引契約締結

44	1969	J A貯金 1,000 億円達成
48	1973	全国農協信用事業相互援助制度発足
49	1974	信連貯金 1,000 億円達成
54	1979	全銀内為制度に加盟 C D I 号機運用開始 県指定代理金融機関となる J A貯金 5,000 億円達成
56	1981	J A信用事業オンライン開始
57	1982	高松市収納代理金融機関となる
58	1983	キャッシュカードによる県内ネット取扱開始 【金】【協同カード】取扱開始 信連貯金 5,000 億円達成
59	1984	J A全銀内為制度に加盟 【全国農協貯金ネットサービス】開始 A T M 1 号機運用開始
61	1986	【国債等代理窓販】取扱開始
平成元年	1989	J A貯金 1 兆円達成
2	1990	2 業態間と C D オンライン提携 自動化機器日曜稼働開始
3	1991	6 業態間と C D オンライン提携開始 全国農協貯金ネットサービス日曜稼働開始 【両替】取扱開始 信連貯金 1 兆円達成
4	1992	C I 導入《農協》から愛称《J A》へ
5	1993	農協法改正施行
6	1994	地域金融 V A N ・ マリンネット開始 【国債窓販】取扱開始
7	1995	日銀歳入金受入サービス開始
8	1996	当座性貯金口座番号 7 桁化 相互援助制度改正
9	1997	農協改革関連二法施行
10	1998	香川県農協 50 周年記念大会開催 自動化機器祝日稼働開始、利用時間延長 信連設立 50 周年
11	1999	【投信窓販】取扱開始
12	2000	経営管理委員会制度導入 J A 香川県誕生 郵貯とキャッシュサービス提携
13	2001	【同一交換所 (高松)】加盟
14	2002	【J Aバンクシステム】開始 【J A S T E Mシステム】へ移行
15	2003	【個人向け国債】取扱開始 【J Aバンク相談所】開設 【J Aネットバンクサービス】開始
16	2004	【マルチペイメントサービス】開始
17	2005	【決済用貯金】取扱開始 セブン銀行とキャッシュサービス提携
18	2006	【新 J Aカード】【I Cキャッシュカード】取扱開始
19	2007	全国農協貯金ネットサービス土日祝日入金取引開始
20	2008	全国の J Aバンク A T Mで顧客手数料無料化実施
23	2011	【J A S T E M新システム】へ移行 【農業金融センター】開設 【全国印鑑システム】へ移行
24	2012	第 13 回香川県 J A大会で組織整備方針決議
25	2013	県 1 J A誕生 イーネット A T M、ローソン A T Mとキャッシュサービス提携
26	2014	【法人 J A ネットバンクサービス】開始
27	2015	【J Aバンクでんさいサービス】開始 第 14 回香川県 J A大会で組織整備方針決議
29	2017	事務所仮移転
30	2018	【J Aバンク相談所】を【一般社団法人 J Aバンク相談所】へ移管 【J A S T E M新システム】へ移行 第 15 回香川県 J A大会で組織整備方針決議
令和元年	2019	【小規模企業共済】取扱開始 全国の J Aバンク A T Mで夜間・土日祝日即時入金開始
2	2020	事務所新 J Aビルへ移転
3	2021	【J Aデータ伝送サービス (Anser D A T A P O R T方式)】開始

# 索引

このディスクロージャー誌は、農業協同組合法第54条の3に基づき作成しておりますが、農業協同組合法施行規則における各項目は以下のページに記載しております。

<b>単体開示項目</b> (農業協同組合法施行規則第204条関連)		v 主要な農業関係の貸出実績	…… 44
1 概況及び組織に関する事項		vi 業種別の貸出金残高及び当該貸出金 残高の貸出金の総額に対する割合	…… 42
(1) 業務の運営の組織	…… 78	vii 貯貸率の期末値及び期中平均値	…… 58
(2) 理事、経営管理委員及び監事の 氏名及び役職名	…… 78	d 有価証券に関する指標	
(3) 会計監査人の氏名又は名称	…… 39	i 商品有価証券の種類別の平均残高	…… 48
(4) 事務所の名称及び所在地	…… 79	ii 有価証券の種類別の残存期間別残高	…… 49
(5) 特定信用事業代理業者に関する事項	…… 79	iii 有価証券の種類別の平均残高	…… 48
		iv 貯証率の期末値及び期中平均値	…… 58
2 主要な業務の内容	…… 81	4 業務の運営に関する事項	
3 主要な業務に関する事項		(1) リスク管理の体制	…… 86
(1) 直近の事業年度における事業の概況	…… 16	(2) 法令遵守の体制	…… 87
(2) 直近の5事業年度における主要な業務の 状況		(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化 のための取組の状況	…… 90
a 経常収益	…… 56	(4) 苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	…… 90
b 経常利益又は経常損失	…… 56	5 直近の2事業年度における財産の状況に 関する事項	
c 当期剰余金又は当期損失金	…… 56	(1) 貸借対照表、損益計算書及び剰余金 処分計算書又は損失金処理計算書	…… 18～21, 23
d 出資金及び出資口数	…… 56	(2) 貸出金にかかる額及びその合計額	
e 純資産額	…… 56	a 破綻先債権に該当する貸出金	…… 45
f 総資産額	…… 56	b 延滞債権に該当する貸出金	…… 45
g 貯金等残高	…… 56	c 3カ月以上延滞債権に該当する貸出金	…… 45
h 貸出金残高	…… 56	d 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	…… 45
i 有価証券残高	…… 56	(3) 元本補填契約のある信託に係る貸出金 に係る事項	…… 47
j 単体自己資本比率	…… 56	(4) 自己資本の充実の状況	…… 59
k 剰余金の配当の金額	…… 56	(5) 取得価額又は契約価額、時価及び 評価損益	
l 職員数	…… 56	a 有価証券	…… 50
(3) 直近の2事業年度における事業の状況		b 金銭の信託	…… 51
a 主要な業務の状況を示す指標		c デリバティブ取引	…… 51
i 事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、 実質事業純益、コア事業純益及びコア 事業純益（投資信託解約損益を除く。）	…… 53	d 金融等デリバティブ取引	…… 51
ii 資金運用収支、役員取引等収支及び その他事業収支	…… 53	e 有価証券関連店頭デリバティブ取引	…… 51
iii 資金運用勘定及び資金調達勘定の平均 残高、利息、利回り及び総資金利ざや	…… 57	(6) 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	…… 45
iv 受取利息及び支払利息の増減	…… 54	(7) 貸出金償却の額	…… 45
v 総資産経常利益率及び純資産経常利益率	…… 57	(8) 会計監査人の監査を受けている旨	…… 39
vi 総資産当期純利益率及び純資産当期 純利益率	…… 57	<b>連結開示項目</b> (農業協同組合法施行規則第205条関連)	…… 76
b 貯金に関する指標		<b>その他重要な事項</b> (農業協同組合法施行規則第207条)	
i 流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金 その他の貯金の平均残高	…… 40	役員等の報酬体系	…… 77
ii 固定金利定期貯金、変動金利定期貯金 及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	…… 40		
c 貸出金等に関する指標			
i 手形貸付、証書貸付、当座貸越 及び割引手形の平均残高	…… 41		
ii 固定金利及び変動金利の区分ごとの 貸出金の残高	…… 41		
iii 担保の種類別の貸出金残高及び 債務保証見返額	…… 42, 43		
iv 使途別（設備資金及び運転資金）の 貸出金残高	…… 42		





— J A 信用事業の目指す姿 —

- ① 期待に応えるサービスの提供
- ② 「J Aバンク」ブランドの確立
- ③ 地域金融機関としての信頼される経営

系統信用事業は、21世紀の経済・社会の中で地域の中核としてその役割を充分発揮できるよう、1つ1つの地道な活動を通して皆さまからの信頼にお応えいたします。

J Aは地域の皆さまと二人三脚。

地域に密着した活動を行っています。

令和3年7月26日 発行  
香川県信用農業協同組合連合会(JA香川信連)  
香川県高松市寿町一丁目3番6号  
TEL (087)825-2516 FAX (087)851-7462  
URL <http://www.jabank-kagawa.or.jp>  
E-mail [info@jabank-kagawa.or.jp](mailto:info@jabank-kagawa.or.jp)



自然と人の間に。

JAマークはJapan Agricultural Cooperatives の略称JAをデザインしたもので、全体として三角構造の安定感のあるデザインは「ゆるぎない大地」「日本の国土」をイメージし、三角形は「自然」、Aの部分は「人間」をあらわしています。さらに、Jの左端の円は「農業の豊さ」「実り」と協同の精神に基づく「人の和」を象徴しています。また、色彩は自然環境と成長を象徴し、深みのある優しさを感じさせるJAグリーンを基本としています。

香川県信用農業協同組合連合会  
登録金融機関  
四国財務局長(登金)第92号